市立大野北中学校給食配膳室整備修繕

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
建　築			電　気　設　備			機　械　設　備		
A － 000	図面リスト	---	AE － 01	特記仕様書	---	MP － 01	空調換気設備・給排水衛生設備　特記仕様書 Ｃ棟１階給食配膳室 機器表・凡例（改修前・改修後）	---
A特 － 01	共通特記仕様書	---	AE － 02	給食配膳室廻り配線図　（改修/既設）	1/100	MP － 02	空調換気設備・給排水衛生設備 Ｃ棟１階給食配膳室 平面詳細図（改修前・改修後）	1/50
A特 － 02	改修特記仕様書ー1	---	AE － 03	給食配膳室　平面詳細図　（改修）	1/50	MP － 03	空調換気設備・給排水衛生設備 給食配膳室 機器表・凡例（改修前・改修後）	---
A特 － 03	改修特記仕様書ー2	---	AE － 04	Ｃ棟１階　給食配膳室廻り平面図　（改修）	1/50	MP － 04	空調換気設備 給食配膳室 平面詳細図（改修前・改修後）	1/50
A － 001	案内図・配置図	1/800	AE － 05	給食配膳室　平面詳細図　（既設）	1/50	MP － 05	給排水衛生設備 給食配膳室 平面詳細図（改修前・改修後）	1/50
A － 002	仮設計画図(参考)	1/200 1/800	AE － 06	Ｃ棟１階　営繕室廻り平面図　（既設）	1/50			
A － 003	C棟　1階平面図(既存・改修)	1/150	AE － 07	構内通信線路図　（改修/既設）	1/400			
A － 004	C棟　営繕室　平面詳細図・展開図(既存)	1/50	AE － 08	TEL設備機器姿図　（改修）	NS			
A － 005	C棟　給食配膳室(旧営繕室)　平面詳細図・展開図(改修)	1/20・1/50	AE － 09	TEL設備　系統図　（改修/既設）	NS			
A － 006	C棟　建具表	1/50						
A － 007	--欠番--							
A － 008	給食配膳室　平面詳細図・展開図(既存・改修)	1/50						
A － 009	雑詳細図１	1/2・1/50						

原図サイズ：A1

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.042-778-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第２２１８号　一級建築士 第１３２６８０号 佐藤清治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕
図面リスト

DRW NO.
Ａ－ 000

SCALE

共通特記仕様書（以後、「工事」を「修繕」と読み替える。（ 5 設計図書の適用は除く。））

Ⅰ．工事概要

１．工事名称
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕

２．工事場所
市立大野北中学校　　相模原市中央区淵野辺2－8－40

３．建物概要
（１）建物名称　相模原市立大野北中学校C棟/給食配膳室
（２）構　　造　鉄筋コンクリート造　３階建/鉄骨造　平屋建て
（３）延床面積　－
（４）敷地面積　－
（５）用途地域　第一種住居地域
（６）防火指定　準防火地域
（７）埋蔵文化財包蔵地　・　該当　　　◯　非該当
遺跡No（　　　）

４．工事内容
新規給食配膳室の整備（C棟1階旧営繕室）約33㎡
既存給食配膳室の整備（給食配膳室等）約88㎡

５．設計図書の適用
（１）質問回答書（（2）から（4）までに対応するもの）
（２）特記仕様書
（３）図面
（４）☑公共建築工事標準仕様書（令和7年版）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
☑公共建築改修工事標準仕様書（令和7年版）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
☑公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
☑公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
☑公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
☑公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
☑建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
□公共建築木造工事標準仕様書（令和4年版）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
☑建築工事標準詳細図（令和7年版）
国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
☑公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和7年版）
国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修
☑公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和7年版）
国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修
ただし、提出物については 2-17 に示すものとする。

６．施工条件
・工事作業時間は、原則8：30～17：00とし、詳細については、学校及び監督員と協議すること。
・学校敷地を車両が出入りするとき又は学校敷地内を車両が通行する場合は、次の事項を厳守し、生徒の安全対策を十分に行うこと。
①学校敷地内は最徐行すること。
②原則、生徒の登下校時及び休み時間は通行しないこと。やむを得ず通行する場合は、受注者（現場代理人等）の了解を得ること。
③渡り廊下を通過する前には必ず一時停止し、前後左右の安全確認を行うこと。
④同乗者がいる場合は、１人が車両から降りて先導すること。
⑤同乗者がいない場合は、事前に学校内にいる人（現場代理人等）に連絡を入れ先導してもらうか、ハザードランプを点灯させて、最徐行すること。
⑥駐車スペースからの発進時は、車両周辺の前後左右の安全確認を行うこと。
・音や振動が発生する作業については、土日、祝日、授業終了後等、授業の行われていない時間帯に行うこと。
また、その他の作業についても学校運営に支障がないように計画し、監督員及び学校と調整を行い作業を行うこと。
また、粉塵・ほこり等によって学校が汚れないよう必要に応じて清掃を行うこと。
・仮囲い、資材置場、工事車両位置は事前に仮設計画図を作成し、学校と調整を行うこと。
・着手時期
工期：11月18日から3月2日

Ⅱ．工事契約関係

2-1　工事区分
工事目的物を分割して発注する場合の区分表は「工事区分表」による。

2-2　施工体制台帳及び施工体系図の作成
受注者は、下請契約を締結したときは、施工体制台帳を作成し現場に据え置かなければならない。
また、併せて施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

2-3　質疑に対する協議
設計図書に疑義が生じた場合は、監督員と協議を行い承諾を得てから施工を行う。

2-4　施工図等
1　受注者は施工に先立ち、工事に関連する部分の実測を行った上で設計図書との照合を行い、所定の寸法が確保できることを確認する。なお、寸法等の変更を要する箇所が生じた場合には監督員に報告するとともに、施工図、製作図等を作成し監督員の承諾を受けること。
2　製作、発注物品の同等確認等は製作・発注前に必ず監督員の承諾を受けること。
3　施工上の納まり、取合い等の関係で簡易な調整を行う場合は、監督員との協議による。

2-5　実施工程表の提出
1　受注者は、工事の着手に先立ち、別契約を含む施工上密接に関連する工事の関係者と調整のうえ、実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。

2-6　工事写真
1　工事（工程）写真
(1) 工事（工程）写真については、一連の流れが分かるようにすること。
2　完成写真
(1) 工事着手前と完成後を同じアングルで撮影し、完成写真帳として見開きで比較できるよう整理する。

2-7　発生材の処理等
1　建設副産物
(1) 建設副産物（コンクリート・アスファルト塊・路盤材）「建設副産物適正処理推進要綱」による。
2　発生材
受注者は、関係法令に従い、受注者の責任において処分を行うものとする。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」において定める産業廃棄物管理表（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより管理するものとする。産業廃棄物管理表（紙マニフェスト）で管理した場合は、A票及びE票が送付され次第、その原本を監督員に提示する。電子マニフェストで管理した場合は、運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知が届き次第、その原本を監督員に提示する。

2-8　事前準備等
1　特定元方事業者の指名（【特定元方事業者の指名】参照）
■　有り　　□　無し
【特定元方事業者の指名】
・特定元方事業者の指名「有り」と明示されたものに適用する。
・市は労働安全衛生法第３０条第２項の規定に基づき、本工事受注者を特定元方事業者に指名することがあり、指名された受注者は同条第１項に規定する措置を講ずること。指名されなかった受注者は、指名された受注者に協力すること。
2　その他
・騒音規制法を遵守すること。（工事中遵守すべき法令・条例）
・低騒音型・低振動型建設機械
建設機械の「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」「排出ガス対策型建設機械指定要領」の遵守が適用られたものに適用する。
受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調整が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種は又は対策をもって協議することができる。
・近隣等への工事の周知を行うこと。
・火災保険
火災保険等の内容にについては、次のとおりとする。
ア 保険の契約方法は、個別契約又は総括（包括）契約のいずれかとする。ただし、総括（包括）契約の場合には、イ～カが確認できる保険会社発行の証明書等を監督員に提出すること。
イ 被保険者は、発注者、受注者及び全ての下請負等を含めた工事関係者とする。
ウ 保険の種類は、「普通火災保険」「建設工事保険」「組立保険」のいずれかとする。
エ 保険期間は、工事着工の日から工事目的物引渡しの日までとする。
オ 保険の対象は、当該工事請負契約の対象となっている工事全体（工事目的物及びその材料並びに工事用仮設物など）とする。
カ 保険の保険金額は、請負金額とする。ただし、火災保険については杭工事部分に相当する金額を除くことができる。
・保険加入の義務
受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
・消防計画
消防法施行規則第３条に基づき消防計画を作成する必要がある場合、受注者はその作成に協力すること。
（消防計画を変更する場合も同様とする）

2-9　環境への配慮
1　使用する材料及び施工方法については、室内環境に配慮した選定を行い、室内環境に影響を与える可能性のある材料等については、監督員の指示により、その物性等の確認できる資料を提出する。
2　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。
3　使用する材料の選定に当っては、揮発生有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
4　工事に使用する材料は、石綿を含有しないものとする。
5　特定作業の届出
指定区域内（工業専用地域及び旧４町（城山・津久井・相模湖藤野）以外）において騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業を実施する場合は、本市環境保全課に作業開始の７日前まで（作業開始日ー8日）に、特定建設作業実施届出書を提出すること。

2-10　材料の品質等
1　本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、設計図書に定めのない材料は、当該現場で使用するほかの材料と比べてバランスの取れた材料とすること。なお、材料は、製造工場により品質管理がなされたものとする。
2　設計図書において、指定された材料・製品等については、指定された材料・製品等を使用すること。ただし、種々の関係からやむを得ず同等以上の材料とする場合で、あらかじめ、材料の品質、性能等の証明となる資料等を示し、監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

2-11　材料検査
受注者は、材料の現場搬入の際、当該材料が設計図書に定められた仕様と適合していることを確認する。このうち、次に指定する材料については監督員の材料検査を受けるものとする。また、指定する材料以外のもので監督員が必要と認めた場合は材料検査を受けること。

工種	指定する材料	備考

2-12　足場
足場を設ける場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドラインについて（厚生労働省　平成21年4月）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」による足場（手すり先行専用足場又は枠組み足場又はくさび緊結式足場）とする。
足場の組立、解体、変更の作業は、手すり先行工法により行うとともに、使用時には、枠組み足場（妻面を除く）にあっては、交さ筋かい＋幅木等＋上さん等（各両側）、枠組み以外の足場（枠組み足場の妻面を含む）にあっては、手すり等＋中さん等＋幅木等（原則各両側＋妻側）の機能を有するものを設ける又はこれらと同等以上の措置を講じるものとする。
なお設置については、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における「手すり据置方式」又は「手すり先行専用足場方式」により行うこと。
上記により難い場合は、監督員との協議による。

2-13　工事看板
1　工事現場には、公衆が見やすい場所に次の事項を記載した工事看板を表示する。
(1) 工事名称　(2) 工事期間　(3) 受注者及び連絡先
(4) 現場代理人氏名及び連絡先　(5) 工事概要
(6) 発注者及び連絡先　(7) 工事監理者及び連絡先
2　工事現場が複数にわたる場合にも、各現場に設置するものとする。ただし、これにより難い場合は監督員との協議による。

2-14　電気保安技術者
電気保安技術者を配置する。

2-15　設計変更
設計図書の内容の一部を訂正・変更により契約変更が必要となった場合には、監督員と調整を行うこと。

2-16　現場代理人及び主任技術者等
受注者は、現場代理人及び工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者等（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合には監理技術者、同条第3項の工事の場合には専任の主任技術者又は監理技術者、同条第3項第2号に規定する監理技術者補佐、同条第26条の2の工事の場合にはそれぞれ行うことができる同条に規定する専門技術者をいう。以下に同じ。）を定めて工事現場に置き、その氏名・資格を発注者に示さなければならない。
現場代理人及び　主任技術者等を変更したときも同様とする。

2-17　提出物
受注者は、以下に定める書類を作成し監督員に提出すること。
なお、以下に定める書類のほか、監督員が必要と認める場合は、この限りではない。

・工事写真（着手前・施工中・完成後）

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK

OFFICE　Tel.042-778-0009

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第２２１８号　一級建築士　第１３２６８０号　佐藤讓治

TITLE　市立大野北中学校給食配膳室整備修繕
共通特記仕様書
DRW NO.　A特－01
SCALE　-----

建築工事　改修特記仕様書

Ⅰ.共通事項

（１）図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書等のうち、特記仕様書に☑を付けたものを適用する。
（２）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの工事特記仕様書を適用する。
（３）本特記仕様書の表記
１）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
２）特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙ 印と ※ 印の付いた場合は、⊙を優先する。
３）特記事項に記載の表示について、（　　）内表示番号は公共建築工事標準仕様書
【　】内表示番号は公共建築改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

Ⅱ.工事契約関係

① 各章共通事項

① 適用区分

⊙建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
⊙風圧力・ 32m/秒（旧津久井、相模湖、藤野）
⊙ 34m/秒（その他地域）
風速（Vo=　　m/s）
地表面粗度区分（ ・Ⅰ ・Ⅱ ⊙Ⅲ ・Ⅳ）
⊙積雪荷重
※　垂直積雪量 ・ 40cm(旧城山、津久井、相模湖、藤野)
⊙ 35cm(旧市域)

② 環境への配慮

（１）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、 パーティクルボード、その他の木質建材ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
（２）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
①建築基準法施行令第20 条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第20 条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③建築基準法施行令第20 条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④建築基準法施行令第20 条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

③ 発生材の処理等
【1.3.12】

発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの
・ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）含有物 ・金属類
・その他（　　）
特別管理産業廃棄物の種類及び処理方法
・有（種類：　　） ⊙無
使用箇所：
分析調査の要否 ・有 ⊙無（分析調査済）
処理方法：

せっこうボードの処理方法
・石綿含有せっこうボードの処理
処理方法は、【9.1.5】による。
・ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理
処理方法 ・分別解体後解体した材料を製造業者に処分を委託
・管理型最終処分場で埋め立て処分
・その他のせっこうボードの処理
処理方法 ・再資源化（再資源施設）
・埋立処分（管理型最終処分場）
ＰＣＢ含有シーリング材の処理方法
・有 （数量　　） ・ 無
分析調査 ・要 ・不要（分析調査済）

④ 室内空気中の化学物質の濃度測定
【 1.7.9】

空気中に含まれるホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度測定を実施し、報告書により結果を報告する。
試料採取方法は、吸引方式（アクティブ法）とし、１箇所当りの試料は２採取試料を同時採取する。また、分析は厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」に準ずる。
測定の指定時期 ⊙工事完成時 ・（　　）
測定対象室 （C棟１階給食配膳室（旧営繕室 ））
（既存給食配膳室 （給食配膳室棟））
測定箇所数 （ 各室1箇所 計２ ）箇所

5 埋設配管・配線および鉄筋調査
【1.6.1】

・あと施工アンカー工事 ※【６.６】及び【８.１２】による
引張試験 ・行う ⊙行わない
・コア抜き、はつり工事等
※ 既存資料調査
・ 探査機（電磁波レーダー法又は電磁波誘導法）による探査
配管・配線等の位置の墨出を行う。
範囲 ※図示 ・（　　）
・ 放射線透過試験

労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。
(1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。
(2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。
(3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。
(4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。
(5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。

撮影枚数 枚
フィルムサイズ
コンクリート厚さ ｃｍ

② 仮設工事

① 足場等
【2.2.1】

・外部足場 設置範囲（　　）
種別 ※枠組足場 ・くさび緊結式足場 ・（　　）
保護ｼｰﾄによる養生 ※ 行う ・ 行わない
設置範囲 ※図示 ・（　　）

【2.1.3】

騒音、粉じん等の対策 ・行う ・行わない
対策の方法 ・防音パネル ・防音シート
設置範囲（防音パネルの場合） ・（　　）

⊙内部足場 設置範囲（ 本修繕の範囲内 ）
種別 ※脚立、足場板等 ・（　　）

【表2.2.1】

材料、撤去材等の運搬方法
・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種 ⊙Ｄ種 ・Ｅ種

② 既存部分の養生
【2.3.1】

⊙既存部分の養生 範囲（ C棟１階廊下 ）
方法 ※ビニルシート、合板等 ・（　　）
⊙既存家具、設備等の養生 範囲（C棟１階第2相談室）
方法 ※ビニルシート等 ・（　　）
・既存ブラインド、カーテン等の養生 範囲（　　）
方法 ※ビニルシート等 ・（　　）
保管場所 ・図示 ・（　　）
・固定された備品、机、ロッカー等の移動
移動する物（　　）
移動先（　　）

③ 仮設間仕切り
【2.3.2】
【表2.3.1】

⊙仮設間仕切りの設置箇所
※図示 ・（　　）

種別	下地	仕上げ（厚さmm）	塗装	充填材
・ Ａ 種	⊙軽量鉄骨	・せっこうボード（9.5mm）	⊙無し	※有り
⊙ Ｂ 種	・木下地	⊙合板(※9.0mm ・4.0mm)	・片面	⊙無し
※ Ｃ 種	単管下地	防炎シート		

充填材：グラスウール３２ｋ （厚：５０mm以上）

⊙仮設間仕切りに設ける仮設扉の設置箇所等
※図示 ・（　　）

材質	仕上げ	塗 装	充填材
※木製	※合板張り程度	⊙無し	・有り
・（　　）	・（　　）	・片面	⊙無し

充填材：グラスウール３２ｋ （厚：５０mm以上）

4 障害物の処理

※工事上撤去、移設を要する軽微なものは、本工事の範囲とする。
※工事上、取外し再取付するものは監督員と協議し、監督員の指定した場所に養生した上、保管・管理する。

3 防水改修工事

1 シーリング
【3.1.4】【3.7.2】
【表3.1.2】
【3.7.2】【表3.7.1】
【3.7.4】

シーリング改修工法の種類
・シーリング充填工法
シーリングの材の目地寸法及び種類

施工箇所	目地寸法	シーリング材の種類
・（－）	・（ ー ）	・（ ー ）
・（ ー ）	・（ ー ）	・（ ー ）

上記の表以外については、下記のとおりとする。
※目地寸法は、【3.7.3(1)】による
※シーリング材の種類は、【表3.7.1】による

④ 建具改修工事

① 改修工法
【5.1.3】
※詳細は、建具表による

建具の種類		改修工法	適用箇所
⊙アルミニウム製建具		⊙かぶせ工法 ・撤去工法 ・新規に取り付ける	⊙建具表による ・（　　）
・鋼製建具	・外部	・かぶせ工法 ・撤去工法 ・新規に取り付ける	・建具表による ・（　　）
	・内部	・かぶせ工法 ・撤去工法 ・新規に取り付ける	・建具表による ・（　　）
・鋼製軽量建具		・かぶせ工法 ・撤去工法 ・新規に取り付ける	・建具表による ・（　　）

（新規に建具を設ける場合）
壁部分の開口の開け方 ※図示 ・（　　）
新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※図示 ・（　　）
ブラインドボックスの再利用 ※有り

【5.8.4】

マスターキー
・製作する ・製作しない ⊙既存のマスターキーに合わせる
鍵の製作本数 ※各室３本１組（室名札付き）・（　　）

② ガラス
【5.14.2】
【5.14.3】
【5.14.4】

⊙網入板ガラス及び線入板ガラス 施工箇所 ⊙ 図示

板の表面上状態	厚さの呼びによる種類	網又は線の形状
・網入磨き板ガラス	⊙6.8mm ・10mm	・かく網入
⊙網入型板ガラス	・図示	⊙ひし網入
・線入磨き板ガラス	・6.8mm ・10mm	
・線入型板ガラス	・図示	

⊙強化ガラス
平面強化ガラス 施工箇所 ⊙図示 ・（　　）

材料板ガラスの種類	厚さ	特性による種類
⊙型板強化ガラス	⊙4mm	・Ⅰ類
・フロート強化ガラス	・6mm	⊙Ⅲ類
・熱線反射強化ガラス	・8mm	
	・10mm	
	・12mm	
	・図示	

5 鋼製軽量建具
【5.5.3】

⊙鋼板類の種類 亜鉛メッキ鋼板

8 建具用金物
【5.8.2】

⊙ドアクローザー（ディレードアクション（遅延閉）機能付き）
⊙金物の種類及び見え掛かり部の材質
⊙シリンダー箱錠（レバーハンドル・ステンレス製）
⊙本締り錠（※外側シリンダー・アルミニウム合金製）
⊙フランス落とし（材質）※亜鉛合金製 ・ステンレス製

⑤ 内装改修工事

① 他の部位との取合い等
【6.1.3】

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
⊙図示による
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※壁面から両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
⊙図示による

天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※既存のまま ⊙ 図示

② 既存床、壁及び天井の撤去及び下地補修
【6.2.2】

⊙既存の床の撤去
⊙ビニル床シート等の除去
※仕上げ材のみ（接着剤共）
⊙下地モルタル共（⊙図示 ・除去範囲全て）
・フローリング張り床材の撤去
・床タイルの撤去
⊙改修後の床の清掃範囲 ※改修箇所の室内 ・（　　）

【6.3.2】

⊙既存壁の撤去
・既存のコンクリート間仕切壁等の撤去
間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修方法
※【4.4.9】によるモルタル塗り
（塗り厚25mmを超える場合の補修 ・行う ・行わない）
・（　　）
⊙既存の木製、軽量鉄骨間仕切壁等の撤去
・既存の壁下地材、下地張りボード等を残し既存の仕上材を撤去
・既存のモルタル、タイル、布地、壁紙等を撤去

⊙既存天井の撤去
⊙下地材、下地張りボード等を残し、仕上材を撤去する
⊙下地材を含めて撤去する

5-1 内装改修工事 木下地等

1 材料
【6.5.2】

材料のホルムアルデヒド拡散量等
※「Ｆ☆☆☆☆」又はホルムアルデヒド放散量表示が無い場合、塗装していないものは「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」塗装したものは「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを拡散しない塗料使用」、化粧加工したものは「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」とする
・部位（　　）ホルムアルデヒド拡散量（　　）

2 造作用集成材
【6.5.2】

・「集成材の日本農林規格」第３条による造作用集成材
施工箇所（図示による）
単板の樹種（タモ） 寸法（図示による）

品名	見付け材面数	見付け材面の品質
・造作用集成材	・１面	※１等
・造作用集成材（未仕上げ）	・２面	・２等
・造作用集成材（塗装）	・３面	
	・４面	

③ 合板等
【6.5.2】

⊙「合板の日本農林規格」第６条による下地用合板(構造用合板)
施工箇所（ ライニング壁 ）単板の樹種（ 針葉樹 ）

品名	厚さ	板面の品質	等級
⊙構造用合板	・12mm ⊙24mm ・（　　mm）	（広葉樹） ・１等 ※２等以上 （針葉樹） ※Ｃ－Ｄ以上 ・（　　）	・１級 ⊙２級

接着の程度 ・特類 ・Ⅰ類 （常時湿潤状態の場所）※特類
保存処理 ・行う（Ｋ ） ・行わない
防虫処理 ・行う ・行わない
・強度等級の指定
曲げヤング係数（ ー ）
曲げ強さ（ ー ）

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.042-778-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第２２１８号 一級建築士 第132680号 佐藤清治

TITLE 市立大野北中学校給食配膳室整備修繕
改修特記仕様書－１
DRW NO. Ａ特－ 02
SCALE ――

5-2 内装改修工事　軽量鉄骨天井下地

① 軽量鉄骨天井下地

【6.6.2】
野縁等の種類
屋外　※25形　・19形　・（　　）
屋内　※19形　・25形　・（　　）

【6.6.3】
野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔（屋外の場合）
・図示　・（　　）
周辺部の端からの間隔（屋外の場合）
・図示　・（　　）
野縁の間隔（屋外の場合）
・図示　・（　　）

【6.6.4】
吊りボルト受け等に既存の埋込みインサート
⊙使用する　・使用しない
既存吊りボルトの引き抜き試験
⊙行う　（確認箇所数　※当該階において3箇所）
確認強度　※400N程度（吊ボルト受け等間隔900mm程度かつ
天井面構成部材等単位面積当たりの質量が
20kg/㎡以内の天井の場合）
・（　　）
・行わない
吊りボルト受け等のあと施工アンカー
⊙使用する　・使用しない
あと施工アンカーの引き抜き試験
・行う　（確認箇所数　※当該階において3箇所）
確認強度　※400N程度（吊ボルト受け等間隔900mm程度かつ
天井面構成部材等単位面積当たりの質量が
20kg/㎡以内の天井の場合）
・（　　）
⊙行わない
・吊りボルトの間隔が900mmを超える場合
補強方法　・図示　・（　　）
・天井のふところが1.5m以上3.0m以下の場合
補強方法　※【6.6.4(8)(ｱ)、(ｲ)】による　・図示
・天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法　※図示　・（　　）
・天井下地材における耐震性を考慮した補強
補強材の設置方法　・図示　・（　　）

屋外の軒天井、ピロティ天井等の補強
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力
（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法）
・適用しない

② 軽量鉄骨壁下地

【6.7.3】
スタッド、ランナー等の種類
※【表6.7.1】によるスタッドの高さによる区分に応じた種類

【表6.7.1】
・50形　⊙65形　・90形　⊙100形　・（　　）
スタッドの高さが5.0mを超える場合
※図示　・（　　）

【6.7.4】
出入口及びこれに準ずる開口部の補強方法
※【6.7.4(5)(ｱ)～(ｳ)】による　・図示

5-3 内装改修工事　仕上等

① ビニル床シート

【6.8.2】
施工箇所（　C棟１階給食配膳室（旧営繕室）　）

種類	JIS 記号	色柄	特殊機能	厚さ（mm）
⊙発泡層のないもの	※ＦＳ ・（　　）	・無地 ⊙ﾏｰﾌﾞﾙ柄	・帯電防止 ⊙超防汚性	※ 2.0 ・（　　）
・発泡層のあるもの	・（　　）	・無地 ・柄物	・防滑性 ・耐薬品性	

帯電防止性能
・帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満又は
体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10^{7} ～1×10^{10}Ω程度
下地の工法（モルタル、セルフレベリング材、木下地以外）
・下地種別（　　）　工法（　　）

【6.8.3】
目地処理の工法　※熱溶接工法　・突付け

② ビニル幅木

【6.8.2】
材質　⊙軟質　・硬質
高さ(mm)　⊙60　・75　・100
厚さ(mm)　※1.5以上　・（　　）

③ せっこうボード
その他のボード張り

【6.13.2】
【表6.13.1】

種類	厚さ(mm)、規格等
タイプ 2（無石綿） ⊙化粧0.8けい酸カルシウム板 ・1.0けい酸カルシウム板	・5　⊙6　・8　・9　・10　・12 ・4　・5　・6　・8　・9　・10　・12
・ ロックウール化粧吸音板	・フラットタイプ ・9(準不燃)　・9(不燃)　・12(不燃) ・凹凸タイプ ・12(不燃)　・15　・19
・ グラスウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ号32K	・25(ｶﾞﾗｽｸﾛｽ包)　・100（ｶﾞﾗｽｸﾛｽ包）
⊙ せっこうボード	・9.5（準不燃） ⊙12.5（不燃）・15(不燃)
・ シージングせっこうボード	・9.5（準不燃）・12.5（不燃）
⊙ 化粧せっこうﾎﾞｰﾄﾞ（トラバーチ模様）	⊙9.5（準不燃）
⊙ 強化せっこうボード	⊙21（不燃）
・ メラミン樹脂化粧板	・3

（合板の場合）
ホルムアルデヒド放散量　※下記①～④を満たす材料を使用する。
①Ｆ☆☆☆☆
②非ホルムアルデヒド系接着剤使用（普通合板、天然木化粧合板）
③非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散
しない塗料使用（天然木化粧合板に限る。）
④非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散
しない材料使用（特殊加工化粧合板に限る。）
・（　　）
（接着剤の場合）
ホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・（　　）

防音材
⊙適用する（⊙グラスウール24kg/m3　・50mm厚 ）
・適用しない

遮音シール材
・適用する（・シーリング材　・ジョイントコンパウンド）
⊙適用しない

【6.13.3】
下地の工法
⊙軽量鉄骨下地　（施工箇所　⊙図示　・（　　））
・木下地　（施工箇所　・図示　・（　　））
・（　　）　（施工箇所　・図示　・（　　））

【表6.13.3】
ボード類、合板等の張付け工法
合板類の張付け種別　※Ｂ種　・Ａ種

【6.13.3】
【表6.13.5】
せっこうボードの目地工法
・継目処理工法（塗装仕上げのみ）・⊙突付け工法　・目透し工法
・石膏ボードのエッジの種類　ベベルエッジ

④モルタル塗り

【6.15.3】
モルタル　⊙現場調合モルタル
・既調合モルタル（材料：　　）
既製目地材　・設ける　形状、寸法（※図示　・　　）
・設けない

【6.15.5】
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置
※図示　・（　　）

【6.15.4】
【6.15.6】
床目地　目地割　※2m程度　・（　　）
最大目地間隔 ※3m程度　・（　　）
目地の種類　※押し目地　・（　　）

5　セルフレベリング材塗り　【6.17.2】
【表6.17.1】
【6.17.3】
施工箇所　（　　）
セルフレベリング材の種類及び品質　・せっこう系　・セメント系
セルフレベリング材の標準塗厚　（　　）mm

6 塗装改修工事

① 材料

【7.1.3】
屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
（ＪＩＳ等の材料規格において放散量が規定されている場合）
※Ｆ☆☆☆☆　・（　　）
防火材料の指定　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・図示による

② 下地調整

(7.2.1)
下地調整の種別

下地面の種類	下地調整の種別	施工箇所
・木部	・RA種　・RB種　・RC種	・（　　）
⊙木部（不透明塗料塗り）	・RA種　⊙RB種　・RC種	・（　　）
・鉄鋼面	・RA種　・RB種　・RC種	・（　　）
・亜鉛めっき鋼面	・RA種　・RB種　・RC種	・（　　）
・亜鉛めっき鋼面（無塗装既存亜鉛めっき鋼面に塗装を行う場合）	RA種	・（　　）
・モルタル、プラスター面	・RA種　・RB種　・RC種	・（　　）
・コンクリート面(DP以外)ＡＬＣパネル面	・RA種　・RB種　・RC種	・（　　）
・コンクリート面(DP)、押出成形セメント板面	・RA種　・RB種　・RC種	・（　　）
⊙ せっこうボード面及びその他ボード面	・RA種　⊙RB種　・RC種	・（　　）

(7.2.2)（表7.2.1）
(7.2.3)（表7.2.2）
(7.2.4)（表7.2.3）
(7.2.5)（表7.2.4）
(7.2.6)（表7.2.5）
（表7.2.6）
(7.2.7)（表7.2.7）
(7.2.1)
既存塗膜の除去範囲（【表7.2.1】～【表7.2.7】までのRB種の場合）
※劣化部分は除去、活膜部分は残す　・図示　・（　　）

③ 素地ごしらえ

(7.3.2～7.3.7)

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※A種　・B種
	透明塗りの場合	・A種　※B種
鉄鋼面		・A種　・B種　※C種 ※B種（DP塗の場合）
亜鉛めっき鋼面		・A種　・B種
モルタル面及びプラスター面		・A種　※B種
ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ALCﾊﾟﾈﾙ面		・A種　※B種
押出成形ｾﾒﾝﾄ板面及びDP塗り下地ｺﾝｸﾘｰﾄ面		・A種　・B種
・せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面及び	継目処理工法	※A種　・B種
その他ﾎﾞｰﾄﾞ面	継目処理工法以外	・A種　※B種

④ 塗装

(7.9.2)
(表7.9.1)
(7.9.3)
(表7.9.2)
(7.9.4)
(表7.9.3)
(7.9.5)
(表7.9.4)

⊙つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ－Ｇ）

塗装面の種類	工程の種別	
	塗替え	新規
・コンクリート面等	・B種 ・（　　）	・A種 ・B種
⊙屋内木部	※B種 ・（　　）	※A種 ・（　　）
・鉄鋼面	・B種 ・（　　）	A種
・亜鉛めっき鋼面	・Ａ種 ・（　　）	A種

しみ止めの適用（塗替えの場合）　・有　・無

(7.11.2)
(表7.11.1)
・ウレタン樹脂ワニス塗り（ＵＣ）

塗装面の種類	工程の種別	
	塗替え	新規
木部	※B種 ・（　　）	※B種 ・（　　）

7 コンクリート工事

1　種類

【8.1.3】
【表8.1.1】
適用箇所（　　）
コンクリートの類別　※Ⅰ類　・Ⅱ類
・建築基準法第37条第二号の規定に基づき国土交通大臣の認定を
受けたコンクリートの適用（　　）
コンクリートの気乾単位容積質量による種類
※普通コンクリート　・軽量コンクリート

2　品質

【8.1.4】
【表8.1.1】
【表8.1.2】
【8.2.5】
【表8.2.4】
コンクリートの強度等

適用箇所	設計基準強度(Fc)の値	構造体強度補正値(S)の値	ｽﾗﾝﾌﾟ(cm)
・（　図示　）	・（ Fc=21 ）	・(表6.3.2)による ・（　　）	・ 15 ※ 18

※圧縮強度試験は、第三者機関で行うこと。

8 環境配慮改修工事

① 石綿含有建材の除去工事

【9.1.1】
石綿含有建材除去後の仕上げ工事　※図示　・（　　）
石綿含有建材の調査
石綿含有建材の事前調査　⊙行う　・行わない
調査方法　⊙工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等に
よりアスベストを含有している吹付け材、成形板、
建築材料等の使用の有無について調査を行う。
調査範囲　・図示　⊙（ 修繕の範囲内 ）
貸与資料（アスベスト分析結果報告書 成形板及び塗膜(下地共)）
石綿含有の有無
石綿含有吹付材除去工事(ﾚﾍﾞﾙ1　届出対象特定工事)・有　⊙無
石綿含有保温材(ﾚﾍﾞﾙ2　届出対象特定工事)　・有　⊙無
石綿含有成形板除去工事(ﾚﾍﾞﾙ3)　⊙有　・無
石綿含有仕上げ塗材等　・有　⊙無

材料名		飛散性	石綿の種類	含有率
フレキシブルボード		非飛散性	クリソタイル	
ビニル床タイル		非飛散性	クリソタイル	

分析による石綿含有建材の調査の適用　・⊙有　・無
分析対象
アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、
アンソフィライト、トレモライト
分析方法
※ JIS A 1481-2 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」に
よる

材料名	定性分析	定量分析
	・箇所数（　　）	・箇所数（　　）

サンプル数　１箇所あたり３サンプル(10cm3/箇所、100cm2/箇所)
採取箇所　・ 図示　・（　　）
報告書　１部作成
石綿粉じん濃度測定の適用　・有　⊙無
石綿粉じん濃度測定の測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点
	測定 1	処理作業前	処理作業室内	・2点　・3点
	測定 2		敷地境界	・4方向各1点
			施工区画周辺	・2点（各階毎）
	測定 3	処理作業中（試験作業時及び本作業時 ）1週に1回	処理作業室内	2点
	測定 4		ｾｷｭﾘﾃｨｰｿﾞｰﾝ入口	1点
	測定 5		集じん・廃棄装置排出口（処理作業室外の場合）	1点
	測定 6		敷地境界	・4方向各1点
			施工区画周辺	・2点（各階毎）
	測定 7	処理作業後（隔離ｼｰﾄ撤去前）	処理作業室内	・1点（足場内） ・2点（各階毎）
	測定 8	処理作業後（隔離ｼｰﾄ撤去後）	敷地境界	・4方向各1点
			施工区画周辺	・１点（各階毎）

※測定点の位置は、監督員との協議による

測定方法
石綿粉じん濃度の測定方法は、JIS K3850-1「空気中の繊維状粒子測定方法－第１部：光学顕微鏡法及び走査型電子顕微鏡」、労働省告示第46号「作業環境測定基準」に従い(公社)日本作業環境測定協会で発行している「作業環境測定ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸ１－鉱物性粉じん・石綿・RCFー」又は環境省「ｱｽﾍﾞｽﾄﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾏﾆｭｱﾙ」に示されている方法による。
測定機関
作業環境測定機関（厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた期間）若しくは環境計量期間又はこれと同等以上の技術を有する者・機関
報告書　１部作成

アスベスト除去工事がある場合は法令を遵守すること。

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.042-778-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第22118号　一級建築士 第132680号 佐藤清治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕
改修特記仕様書－２

DRW NO.
Ａ特－ 03
SCALE
――

修繕場所：市立大野北中学校
相模原市中央区淵野辺２丁目８－４０

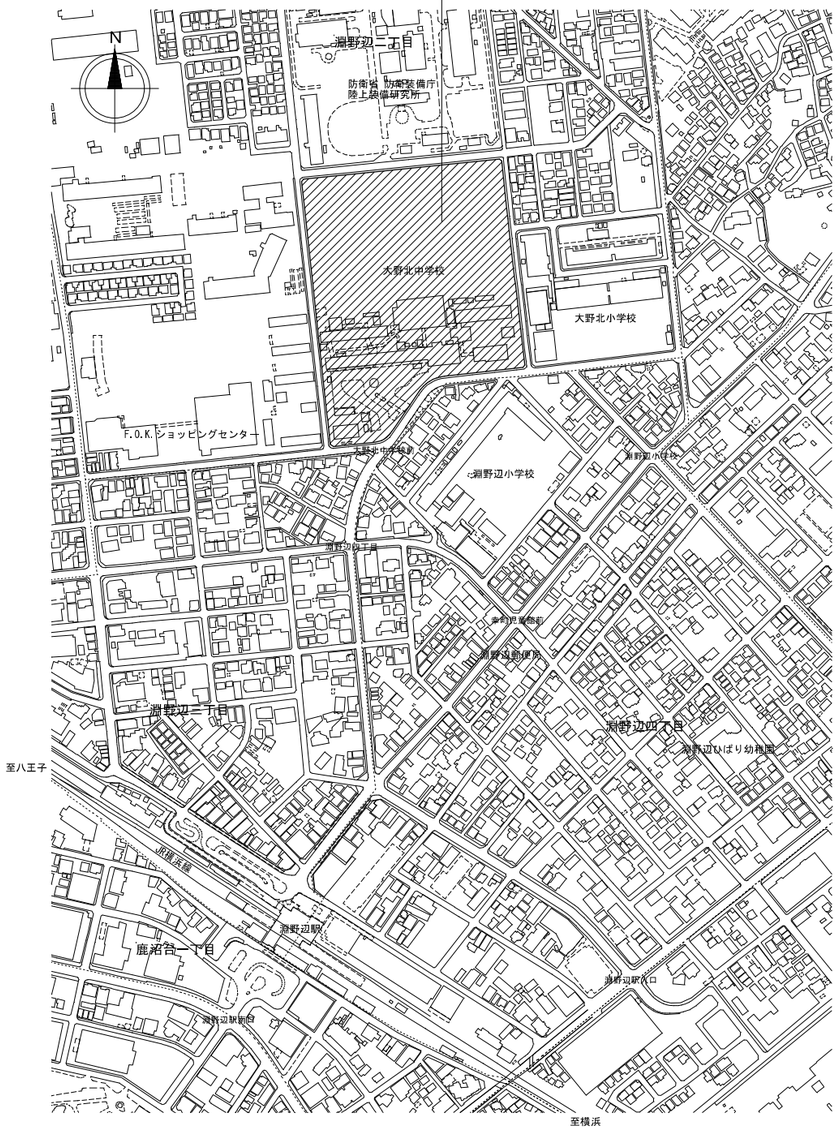

案内図

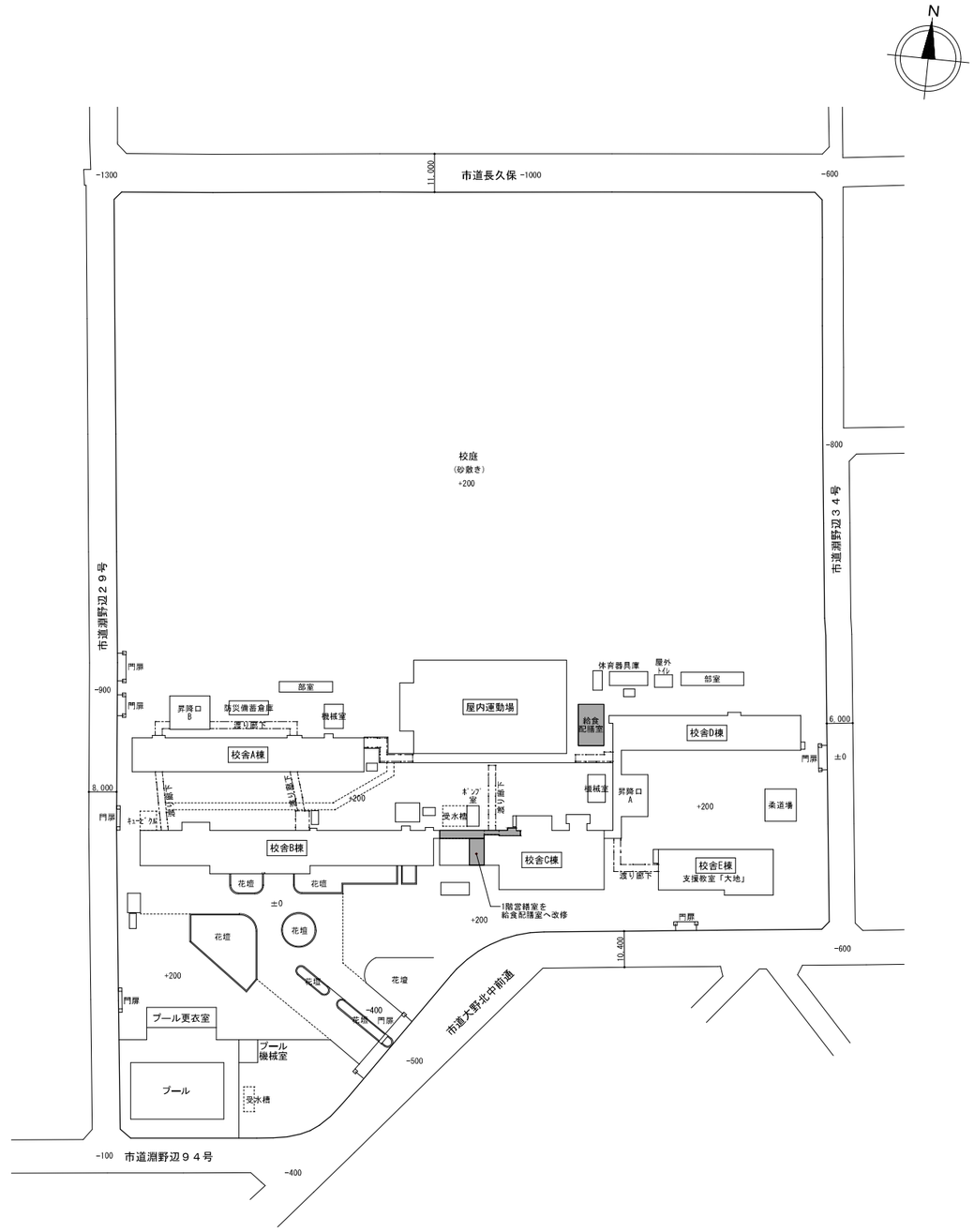

配置図　S=1/800

：修繕対象部分
（給食配膳室、C棟1階営繕室）
※一部 C棟1階天井撤去復旧部分有り

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.042-778-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第２２１８号　一級建築士 第１３２６８０号 佐藤清治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕

案内図・配置図

DRW NO.
A－001

SCALE
1/800 (A1)
1/1600 (A3)

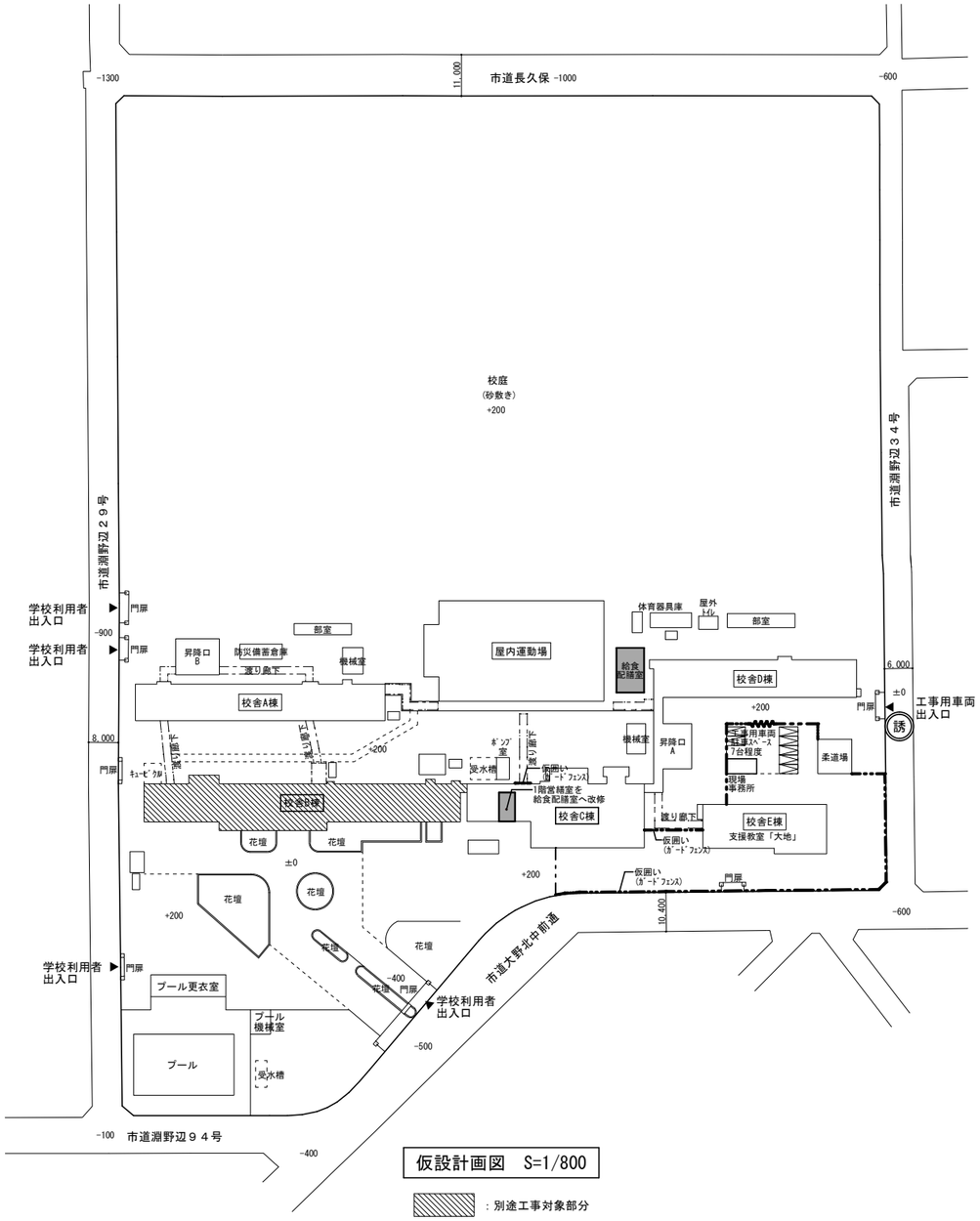

仮設計画図　S=1/800

：別途工事対象部分

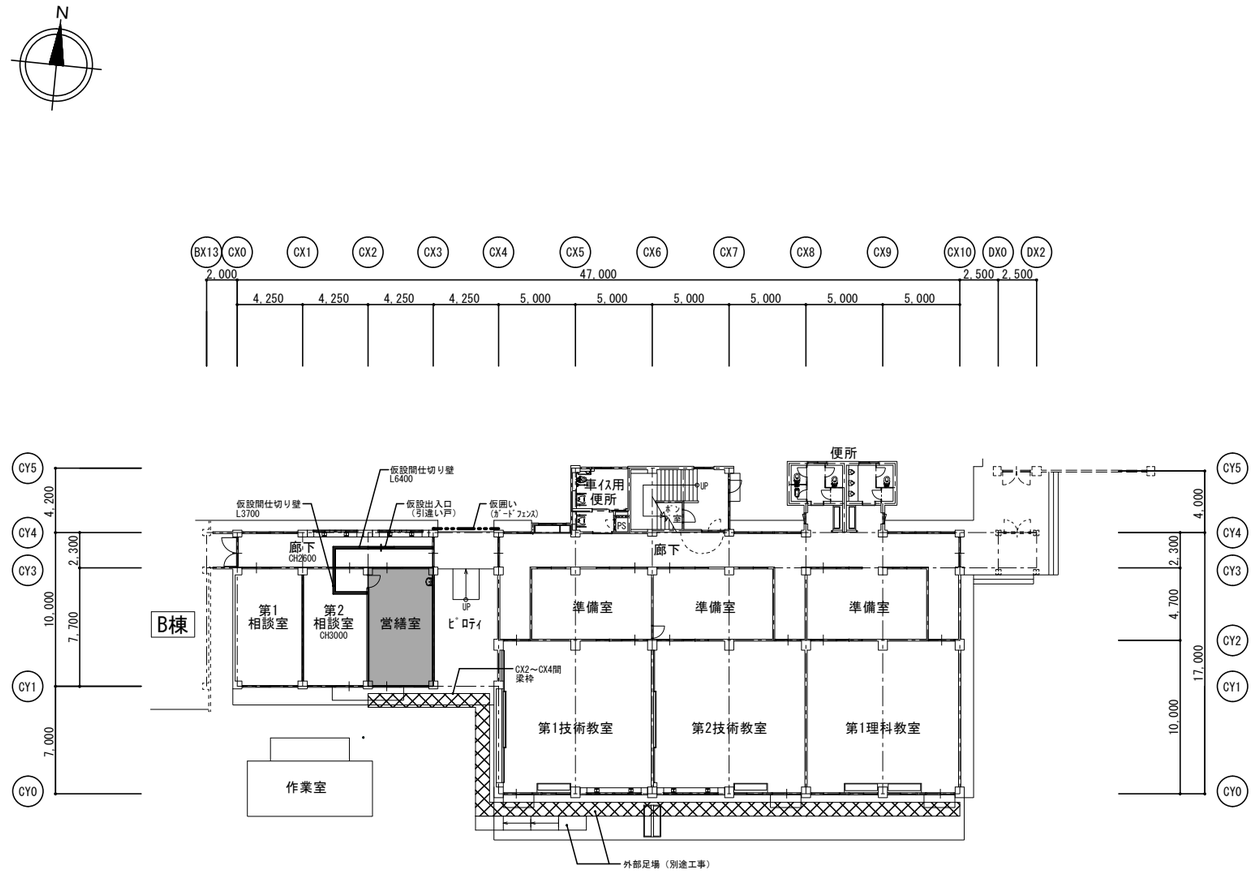

C棟　1階仮設計画図　S=1/200

階高:400+3700=4100

【学校敷地内を車両が通行する場合に厳守すべきこと】
・学校敷地内は最徐行を行うこと。
・登下校の時間や休み時間においては、原則として出入りは行わないこと。
・２人以上で車両通行する場合には、１人が車両から降りて先導すること。
・１人で車両通行する場合には、原則として事前に学校内にいる人（現場代理人等）に連絡を入れ先導してもらうか、ハザードランプを点灯させて最徐行すること。
・敷地内の駐車スペースより車両通行を開始する前には、車両周辺の前後左右の確認を行うこと。

【修繕用水及び電力について】
・修繕において使用する修繕用水及び電力は原則として学校敷地内の水道・電気施設を使用する事はできない。やむをえず学校敷地内の水道・電気施設を使用する場合は、使用量計測用のメーターを設置し、その設置した場所からのみの使用とすること。
また、設置位置については監督員及び学校に立ち合いのもと使用量計測メーターの確認を行い、使用量相当分を使用完了後若しくは引き渡し後速やかに納入すること。

凡　例

：修繕対象部分(給食配膳室、C棟1階営繕室)
冬休み前：11月18日から12月24日（37日間）
冬休み中：12月25日から1月7日　（14日間）
冬休み後：1月8日から3月2日　（54日間）　合計 105日間

誘：交通誘導員（搬出入時：6人程度）

：仮囲い(ｶﾞｰﾄﾞﾌｪﾝｽ)　H=1.8m（冬休み中～冬休み後）≒207m

：キャスターゲート（W6000×H1800）（冬休み中～冬休み後）1箇所

：内部仮設間仕切（LGS下地+合板t9）（冬休み中）

※B棟1階廊下、職員室で作業を行う際には、作業員以外に周囲の安全を確認する人を配置すること。

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.042-778-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第２２１８号　一級建築士 第102600号 佐藤勝治

TITLE	DRW NO.
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕	A－002
仮設計画図（参考）	SCALE 1/200・1/800 (A1) 1/400・1/1600 (A3)

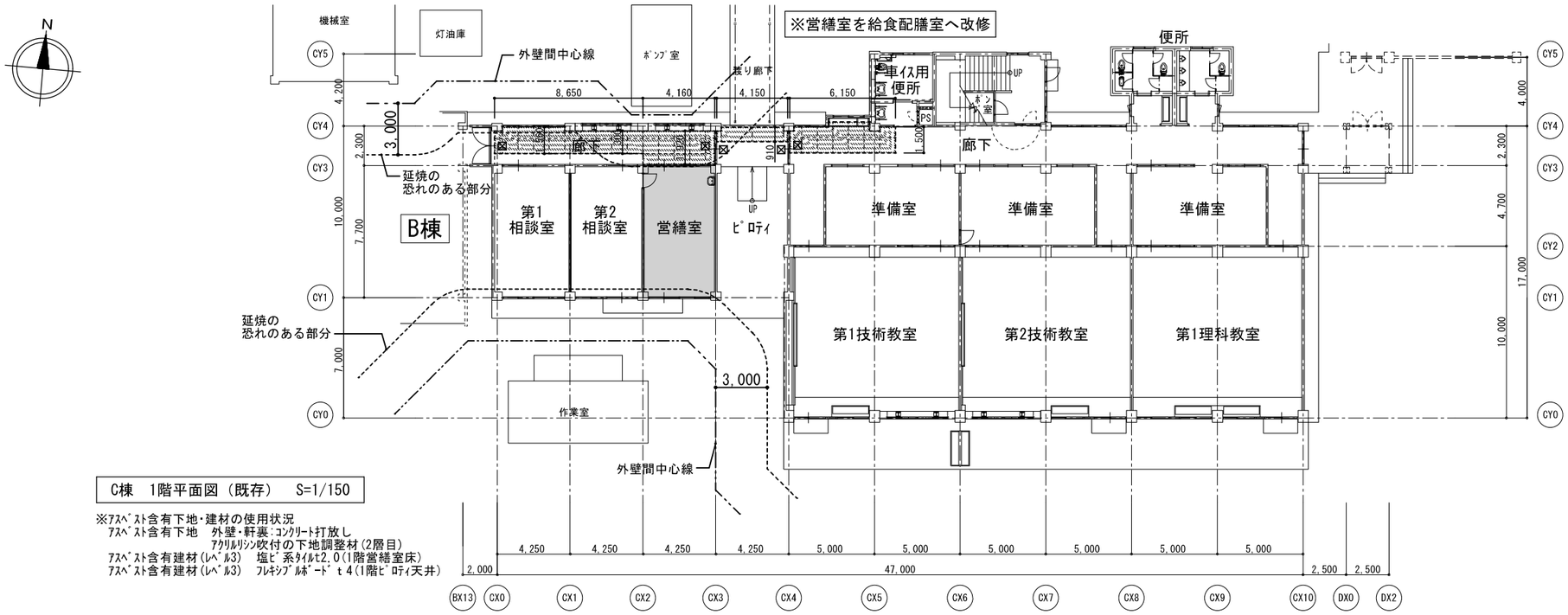

C棟　1階平面図（既存）　S=1/150

※ｱｽﾍﾞｽﾄ含有下地・建材の使用状況
ｱｽﾍﾞｽﾄ含有下地　外壁・軒裏:ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し
ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付の下地調整材(2層目)
ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材(ﾚﾍﾞﾙ3)　塩ﾋﾞ系ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ2.0(1階営繕室床)
ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材(ﾚﾍﾞﾙ3)　ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎﾞｰﾄﾞ t4(1階ﾋﾟﾛﾃｨ天井)

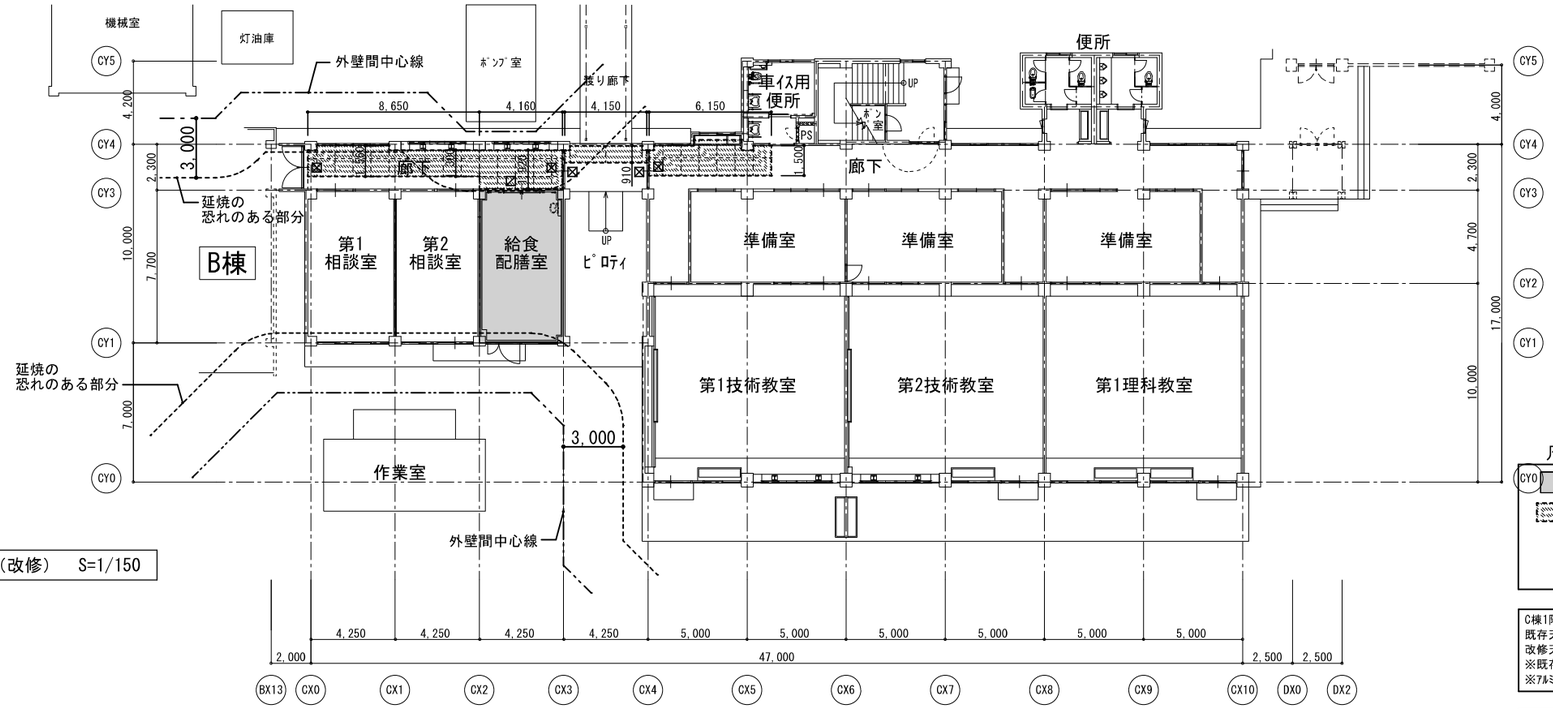

C棟　1階平面図（改修）　S=1/150

凡例

- CY0 ：修繕対象部分
- ：斜線部　天井撤去復旧範囲（LGS下地共）
- ⊠ ：既存天井点検口(450角)
- ⧄ ：ｱﾙﾐ枠天井点検口(450角)新設

C棟1階 廊下
既存天井:石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t9 EP塗 撤去(LGS下地共)
改修天井:化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t9.5 新設(LGS下地共)
※既存天井点検口(450角)取外し再取付:5箇所
※ｱﾙﾐ枠天井点検口(450角)新設:2箇所

C棟1階 ﾋﾟﾛﾃｨ
既存天井:ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎﾞｰﾄﾞ t4 EP塗 撤去(LGS下地共)
改修天井:ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎﾞｰﾄﾞ t4 EP-G塗 新設(LGS下地共)
※既存ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎﾞｰﾄﾞ:ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材(ﾚﾍﾞﾙ3)

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.042-778-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第2218号　一級建築士 第132680号 佐藤清治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕
C棟　1階平面図（既存・改修）

DRW NO.
A－ 003

SCALE
1/150 (A1)
1/300 (A3)

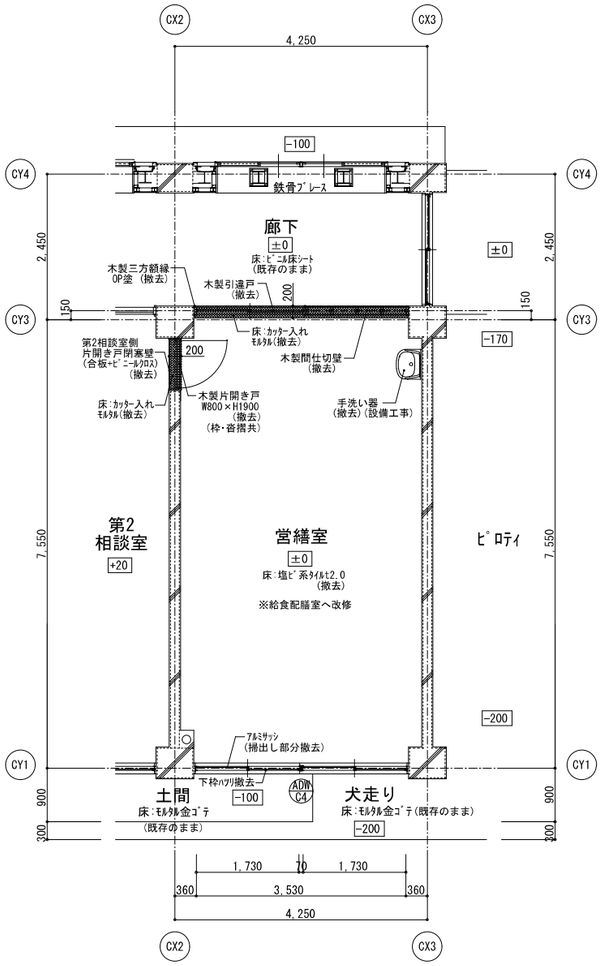

営繕室 平面詳細図（既存） S=1/50

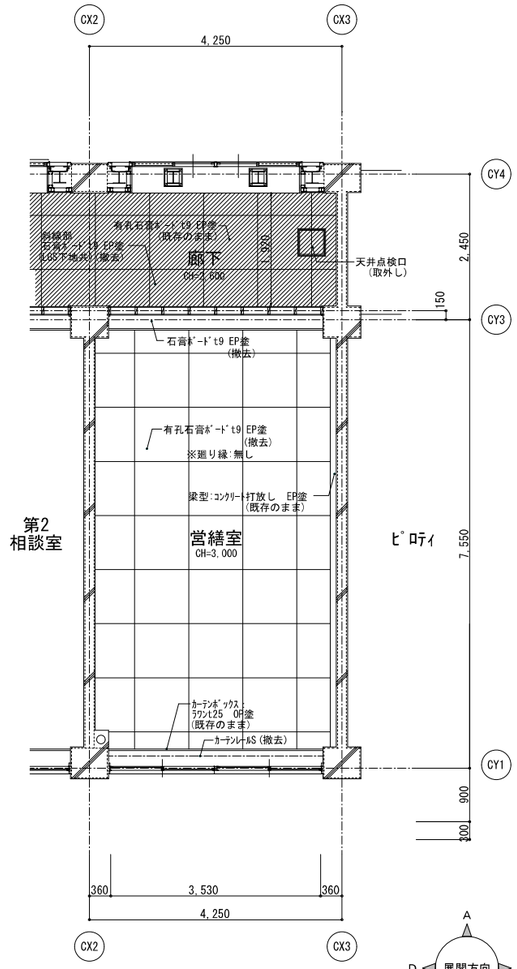

営繕室 天井伏図（既存） S=1/50

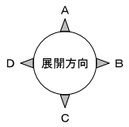

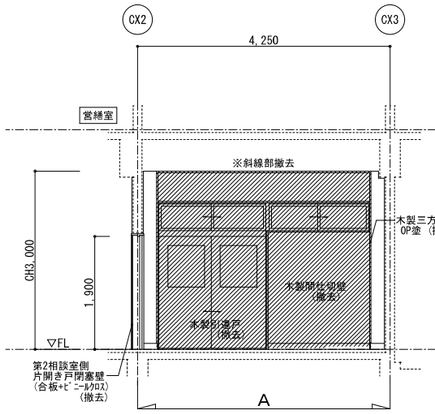

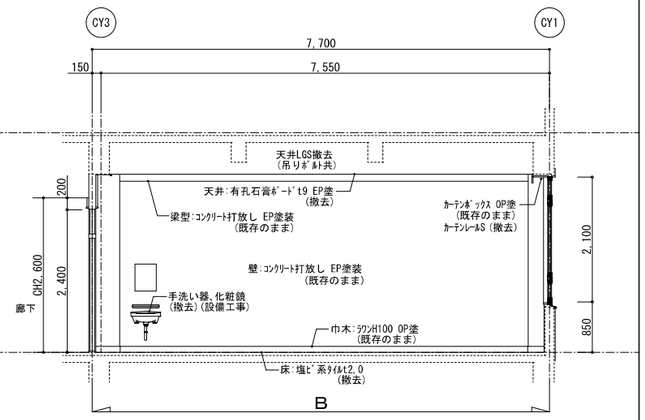

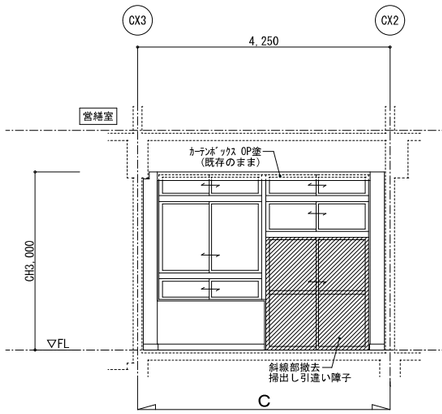

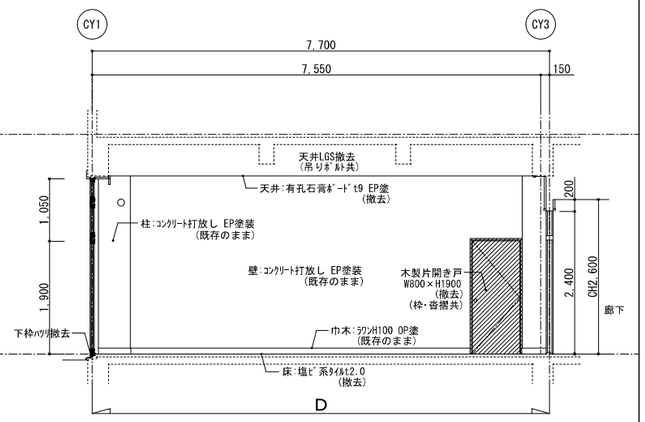

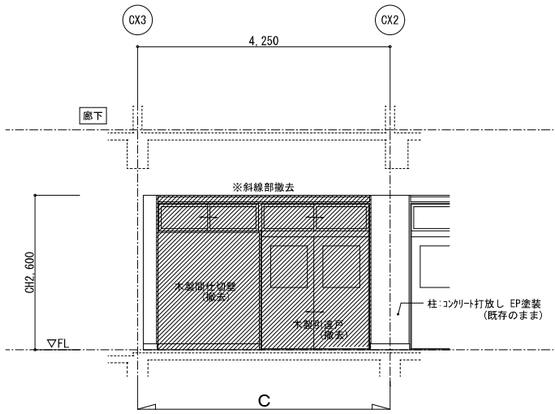

営繕室　仕上表（既存）					
天井	有孔石膏ボード t9 EP塗	撤去	天井高	3000	
	LGS下地(吊りボルト共)	撤去	備考	カーテンボックス　OP塗	既存のまま
壁	コンクリート打放し　EP塗	既存のまま		カーテンレールS	撤去
				CY3通り側　木製間仕切壁、引違戸	撤去
巾木	ラワンH100　OP塗	既存のまま		CX2通り側　木製片開き戸	撤去
				アルミサッシ掃出し引違い障子	撤去
床	塩ビ系タイルt2.0	撤去		廊下側天井 石膏ボード t9 EP塗 斜線部撤去(LGS下地共)	撤去
	※アスベスト含有建材（レベル3）				

※給食配膳室へ改修

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.042-778-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第2218号　一級建築士 第132680号 佐藤清治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕
C棟　営繕室　平面詳細図・展開図（既存）

DRW NO.
A－004

SCALE
1/50 (A1)
1/100 (A3)

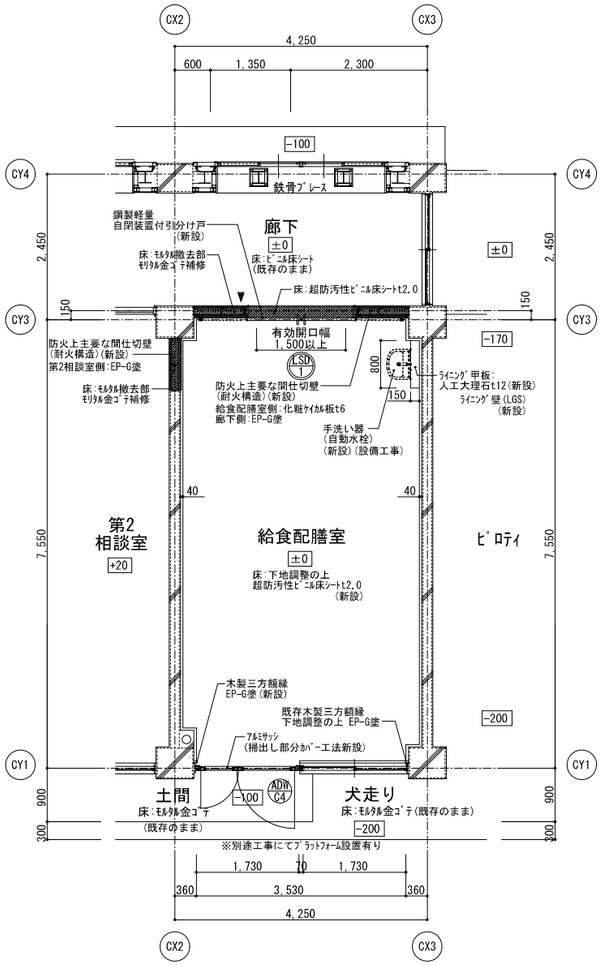

給食配膳室 平面詳細図（改修） S=1/50

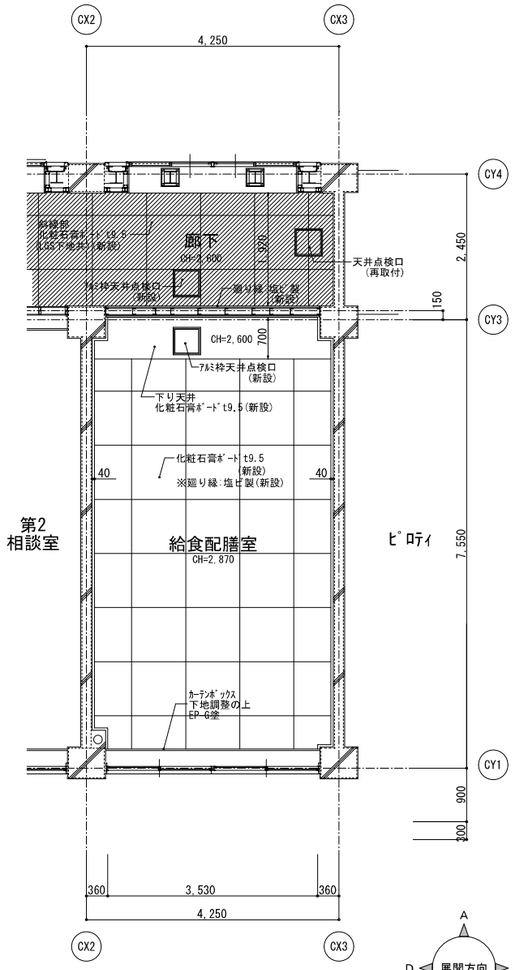

給食配膳室 天井伏図（改修） S=1/50

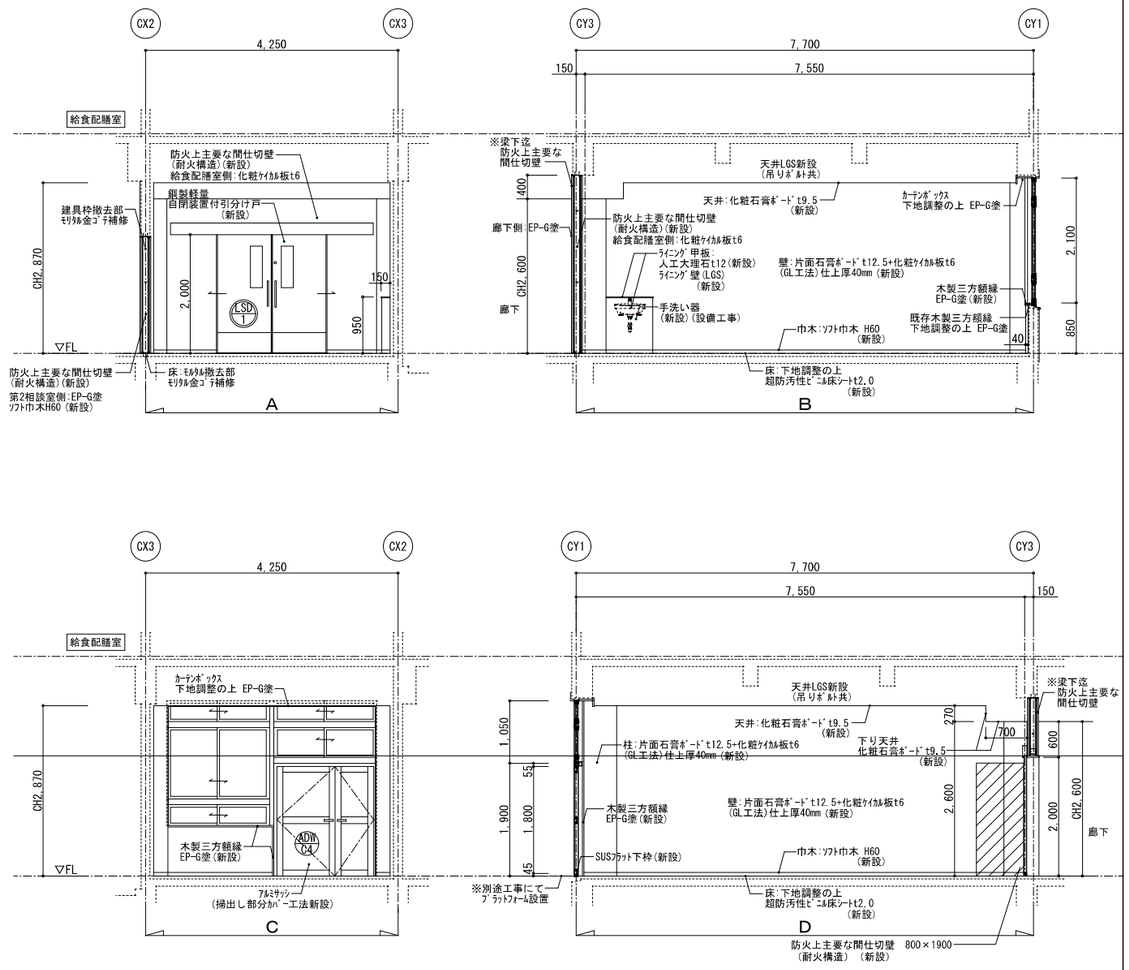

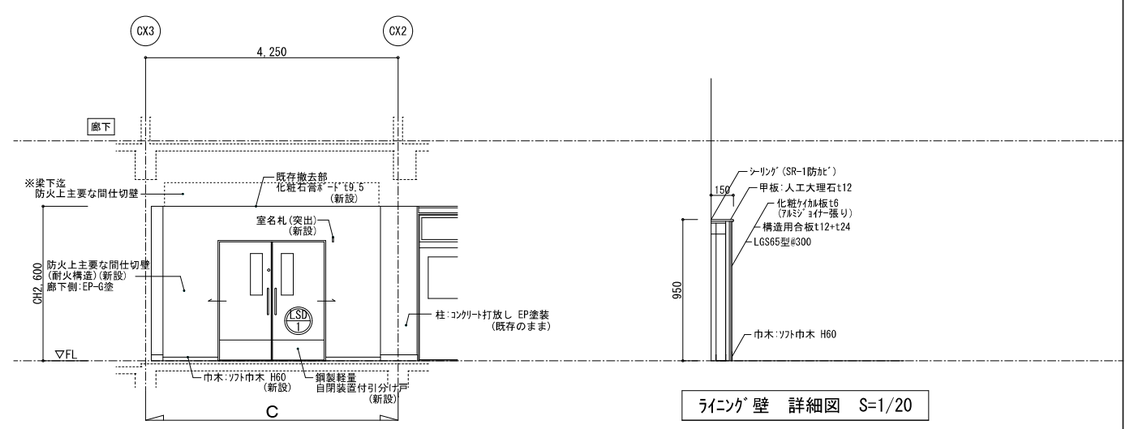

ライニング壁 詳細図 S=1/20

給食配膳室 仕上表（改修）					
天井	化粧石膏ボード t9.5 LGS下地(吊りボルト共)	新設	天井高	2870	
	廻り縁:塩ビ製	新設	備考	カーテンボックス:下地調整の上 EP-G塗	塗替
壁	片面石膏ボード t12.5+化粧ケイカル板t6 (GL工法)仕上厚40mm	新設		下り天井部分 アルミ枠天井点検口(450角)	新設
	化粧ケイカル板目地、出隅:アルミジョイナー	新設		CY3通り側 鋼製軽量引分け戸 防火上主要な間仕切壁(耐火構造)	新設
巾木	ソフト巾木 H60	新設		CX2通り側 木製片開き戸撤去部分 防火上主要な間仕切壁(耐火構造)	新設
				アルミサッシ掃出し引違い障子撤去部分 親子戸(カバー工法)	新設
床	下地調整の上 超防汚性ビニル床シートt2.0	新設		廊下側天井 化粧石膏ボード t9.5 (LGS下地共)/アルミ枠天井点検口(450角)	新設
				▼:室名札（突出）	新設

※給食配膳室へ改修

※防火上主要な間仕切壁(耐火構造)
(建設省告示1399号仕様)
LGS(100形)@450+両面強化石膏ボード t21+t21(二重張)
(スタッドからスタッド迄)
4周耐火シール(両面)+4周ロックフェルト(両面)

※ライニング壁
LGS(65形)+構造用合板t12+t24
化粧ケイカル板t6

※下り天井
天井面:LGS+化粧石膏ボード t9.5
壁面:LGS+化粧石膏ボード t9.5
出隅見切:塩ビ製

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.042-778-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第2218号 一級建築士 第132660号 佐藤清治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕
C棟 給食配膳室（旧営繕室） 平面詳細図・展開図（改修）

DRW NO. A－005

SCALE 1/20・1/50 (A1) 1/40・1/100 (A3)

符号・名称	ADM C04 ３段２連　ランマ付引違い窓　【既存】	数量 1F	2F	3F	PHF	合計
		1	0	0	0	1

形状・寸法

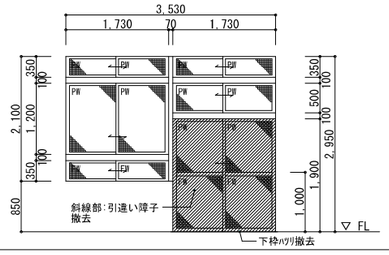

場所	C棟　営繕室
仕上・見込	ｱﾙﾐ ｼﾙﾊﾞｰ / 70
ガラス	網入り透明ｶﾞﾗｽt6.8、網入り型ｶﾞﾗｽt6.8　撤去
金物	附属金物一式
備考	※既存ｶﾞﾗｽ　全撤去

符号・名称	ADM C04 ３段２連　ランマ付引違い窓+親子戸　【改修】	数量 1F	2F	3F	PHF	合計
		1	0	0	0	1

形状・寸法

※既存改修

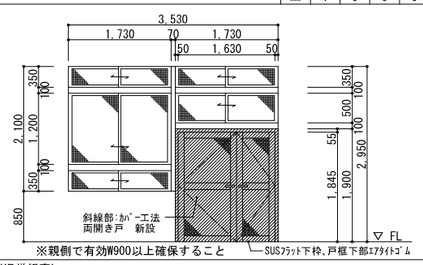

場所	C棟　給食配膳室（旧営繕室）
仕上・見込	ｱﾙﾐ ｼﾙﾊﾞｰ / 70
ガラス	網入り型ｶﾞﾗｽt6.8　新設
金物	附属金物一式
	ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠（内ｻﾑﾀｰﾝ）、SUSﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ（親・子共）、ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ（S付、親・子共）、SUS丁番、ﾌﾗﾝｽ落し、SUSﾌﾗｯﾄ下枠
備考	※ｶﾞﾗｽ押え ｼﾘｺｰﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ（SR-1）　※ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠は既存ﾏｽﾀｰｷｰ合わせとする

符号・名称	LSD 1 鋼製軽量自閉装置付引分け戸　【新設】	数量 1F	2F	3F	PHF	合計
		1	0	0	0	1

形状・寸法

※新設

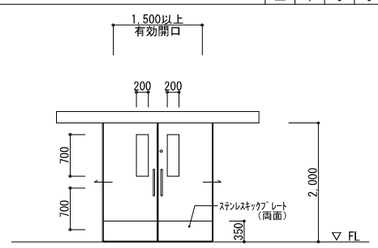

場所	C棟　給食配膳室（旧営繕室）
仕上・見込	亜鉛ﾒｯｷ鋼板（焼付塗装）
ガラス	学校用強化型ｶﾞﾗｽt4.0（ｶﾞﾗｽ押え ｼﾘｺｰﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ（SR-1））
金物	附属金物一式
	ｽﾃﾝﾚｽ製ﾊﾝﾄﾞﾙ、ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠（内ｻﾑﾀｰﾝ）、床付け戸当り、自閉装置（ｽﾄｯﾌﾟ付）、ｽﾃﾝﾚｽｽｷｯｸﾌﾟﾚｰﾄ（両面）
備考	※ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠は既存ﾏｽﾀｰｷｰ合わせとする

符号・名称	
形状・寸法	
場所	
仕上・見込	
ガラス	
金物	
備考	

符号・名称	
形状・寸法	
場所	
仕上・見込	
ガラス	
金物	
備考	

符号・名称	
形状・寸法	
場所	
仕上・見込	
ガラス	
金物	
備考	

ｶﾞﾗｽ凡例
FL:ﾌﾛｰﾄｶﾞﾗｽ
F:型板ｶﾞﾗｽ
SG:すりｶﾞﾗｽ
PW:網入り磨きｶﾞﾗｽ
FW:網入り型ｶﾞﾗｽ
TP:強化ｶﾞﾗｽ
FTP:強化型ｶﾞﾗｽ
ST:学校用強化ｶﾞﾗｽ
PG:複層ｶﾞﾗｽ

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.042-778-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第2218号　一級建築士 第132680号 佐藤清治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕
C棟　建具表

DRW NO.
A－006

SCALE
1/50 (A1)
1/100 (A3)

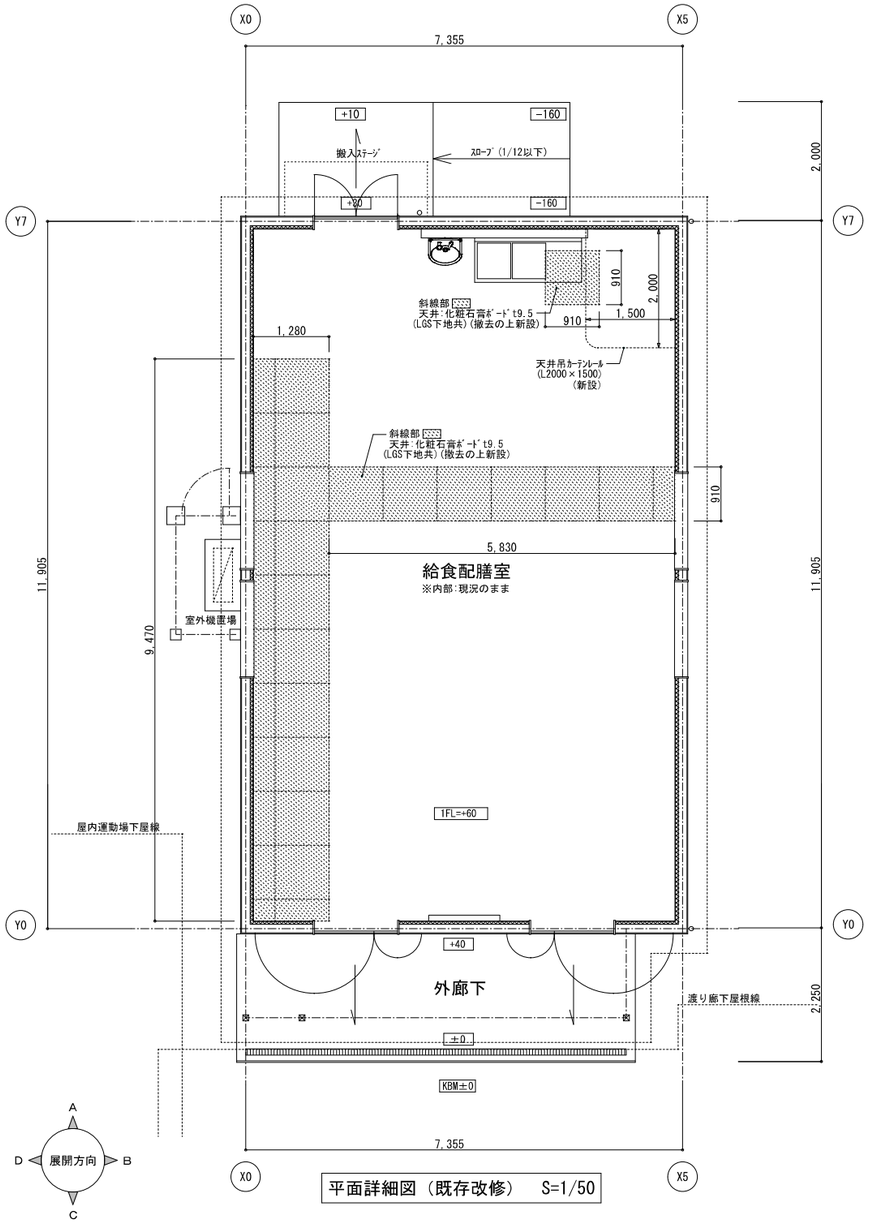

平面詳細図（既存改修）　S=1/50

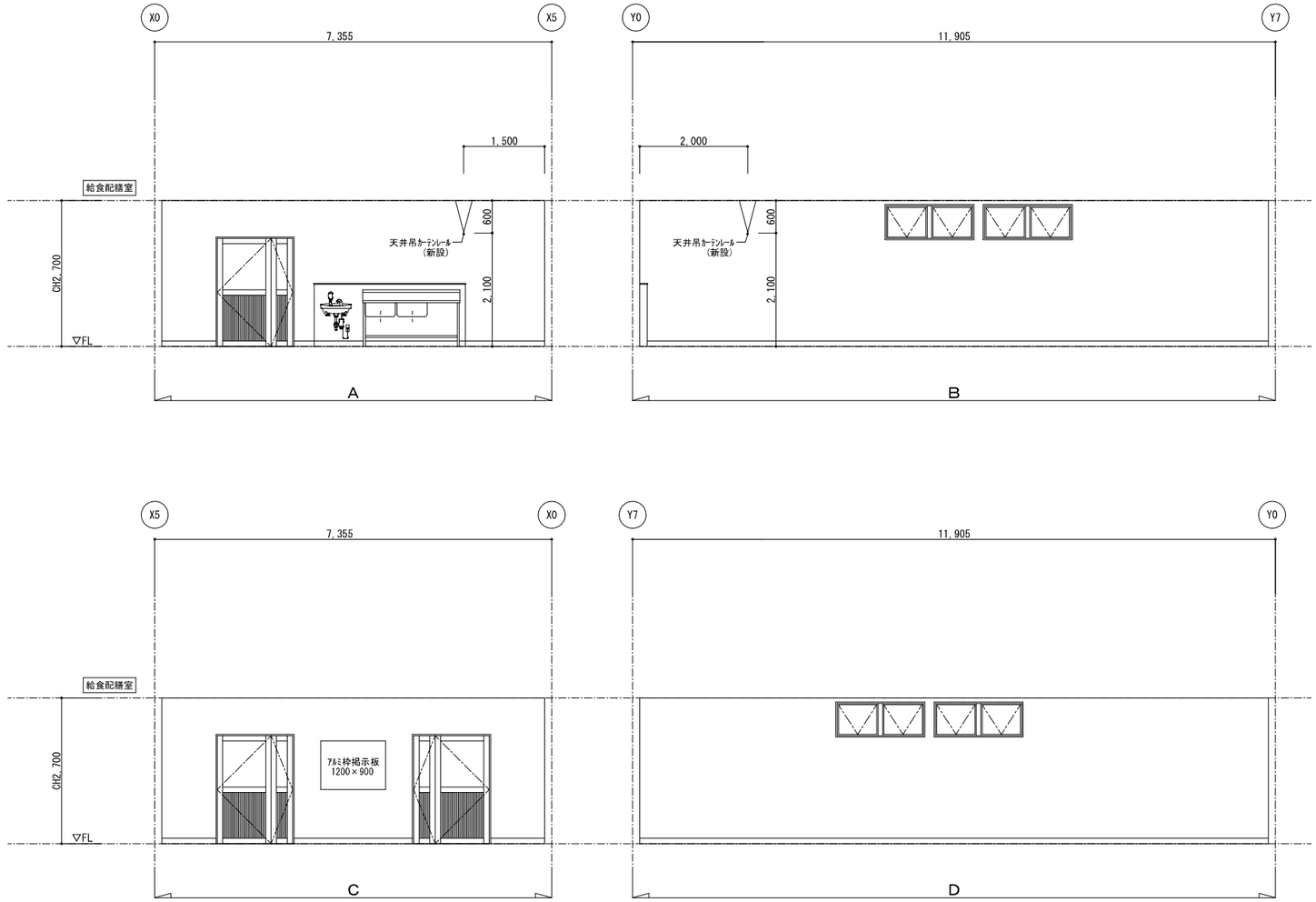

給食配膳室　仕上表（既存）					
天井	化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞt9.5	既存のまま	天井高	2700	
	斜線部 化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞt9.5 撤去(LGS下地共)	撤去	備考	※内部:現況のまま	
壁	ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板t6.0の上　EP-G塗	既存のまま			
巾木	ｿﾌﾄ巾木 H100	既存のまま			
床	防汚性塩ビ床ｼｰﾄt2.0	既存のまま			

給食配膳室　仕上表（改修）					
天井	化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞt9.5	既存のまま	天井高	2700	
	斜線部 化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞt9.5 新設(LGS下地共)	新設	備考	※内部:現況のまま	
壁	ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板t6.0の上　EP-G塗	既存のまま		天井吊ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ	新設
巾木	ｿﾌﾄ巾木 H100	既存のまま			
床	防汚性塩ビ床ｼｰﾄt2.0	既存のまま			

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.042-778-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第2218号　一級建築士 第132680号 佐藤清治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕
給食配膳室　平面詳細図・展開図(既存・改修)

DRW NO.
A－008

SCALE
1/50 (A1)
1/100 (A3)

ADW C4　親子戸　アルミサッシ　カバー工法詳細図

（参考図）

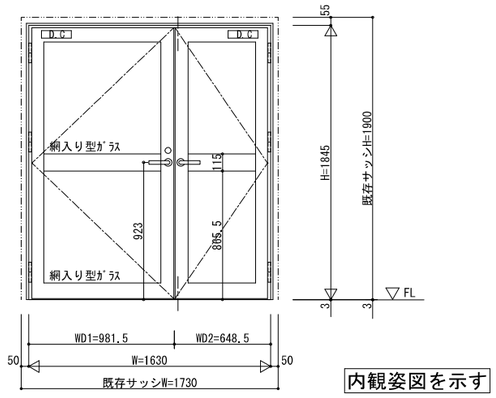

内観姿図を示す

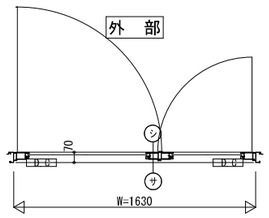

内　部

姿図　S=1/20

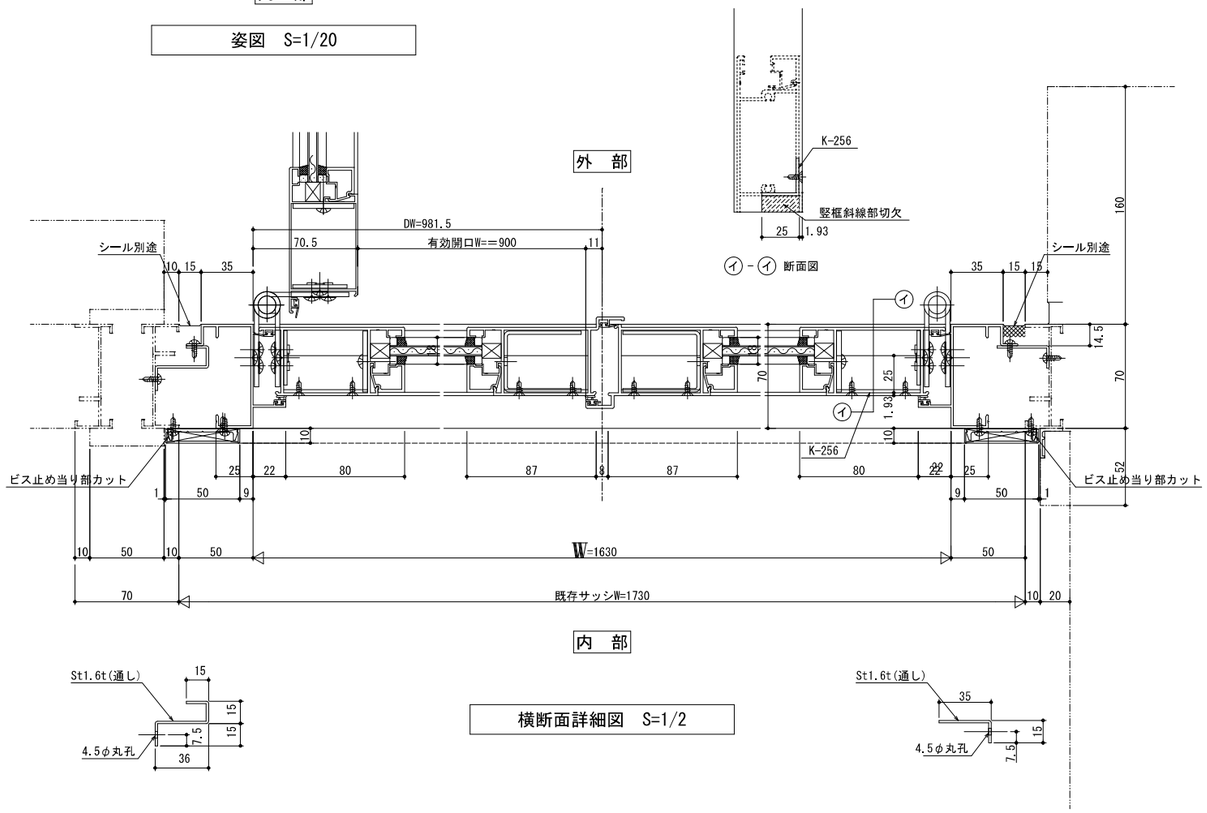

横断面詳細図　S=1/2

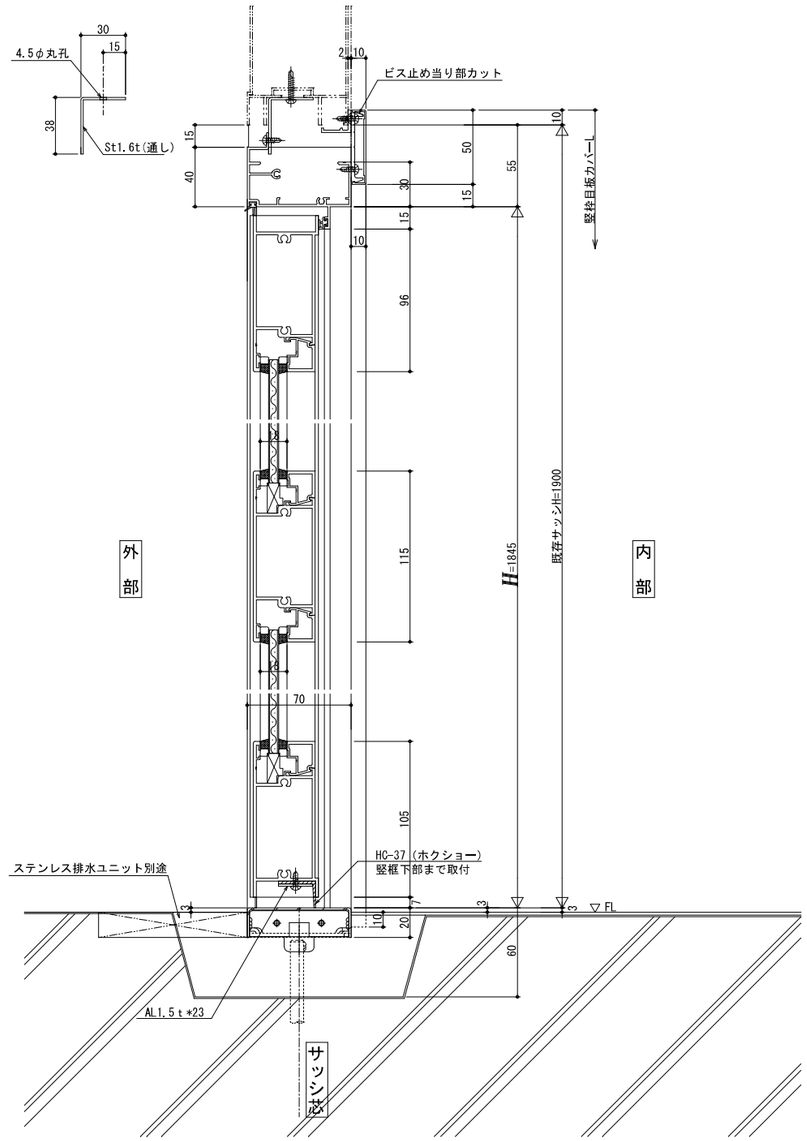

縦断面詳細図　S=1/2

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.042-778-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第2218号　一級建築士 第132680号 佐藤勝治

TITLE 市立大野北中学校給食配膳室整備修繕
雑詳細図1

DRW NO. A－009

SCALE 1/2・1/20 (A1)　1/4・1/40 (A3)

電気設備特記仕様書

Ⅰ.工事内容

1.工事名称　　市立大野北中学校給食配膳室整備修繕

2.工事場所　　相模原市中央区淵野辺２－８－４０.

3.建物概要

建物名称	構造	階数	延面積（㎡）	消防令別表第１	工事種目	備考
校舎B棟	RC造	３階建		(7)項	改修	
給食配膳室	RC造	１階建		(7)項	改修	

Ⅱ.一般（共通）事項

2-1　工事区分
工事目的物を建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事及び空気調和設備工事等に分割して発注する場合の区分表は、別添「工事区分表」による。

2-2　用語の定義
「監督員」とは、相模原市請負工事監督規程による監督員をいい、統括監督員及び担当監督員をいう。
「契約条項」とは、相模原市工事請負契約書の契約条項をいう。

2-3　工事実績情報の登録（受注、変更、竣工）
受注者は、受注時、変更時及び完成時において契約金額５００万円以上の工事ついて、（一財）日本建設情報総合センター・テクリスコリンズセンターの定めるところにより、発注機関確認者情報を入手したのち工事実績データを作成し、監督員等による確認後、工事実績情報システム（コリンズ）に登録しなければならない。ただし、行政機関の休日を除き、契約後１０日以内に行うこと。

2-4　疑義に対する協議
設計図書に疑義が生じた場合は、監督員と協議を行い承諾を得てから施工を行う。

工事の一時中止に係る事項
1　契約条項第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けること。
2　工事の施工を一時中止する場合には、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

2-6　工事写真
1　工事（工程）写真
（1）工事着手前、各作業手順、各搬入材（材料別）、完成後を撮影、工事写真帳に整理して提出する。
（2）撮影にあたっては工事黒板等を使用し、撮影場所（部位）、日付、作業内容、立会者、確認者氏名、搬入材・廃棄材の種類・数量などを記入する。
（3）撮影にあたっては「工事写真撮影ガイドブック（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」を参考とする。
2　完成写真（契約条項第32条に基づく工事完成届に添付）
（1）工事着手前と完成後を同じアングルで撮影し、完成写真帳として見開きで比較できるよう整理する。
（2）解体工事にあたっては、上記に加え地下埋設部分の施工写真を添付する。

2-7　発生材の処理等
1　建設副産物
建設副産物（　コンクリート・アスファルト塊・路盤材）「建設副産物適正処理推進要綱」による。
2　発生材
受注者は、関係法令に従い、受注者の責任において処分を行うものとする。発生材のうち、工事現場において再利用・再資源化を図るもの。
※現場説明書３－（５）及び「残材の処理及び再生材の利用に関する仕様書」による。
また「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」において定める産業廃棄物管理表（紙マニュフェスト）または電子マニュフェストにより管理するものとする。産業廃棄物管理表（紙マニュフェスト）で管理した場合は、A票及びE票が送付され次第、その原本を監督員に提示する。電子マニュフェストで管理した場合は、運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知が届き次第、その原本を監督員に提示する。なお、特別管理産業廃棄物の有無については、現場説明書（3-(5)発生材の処分等）により、該当する場合は次のとおりとする。
発注者に引渡しを要するもの(該当する物はステンレス容器に収めること)
・ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）含有物　・金属類・その他（　　）
特別管理産業廃棄物の種類及び処理方法
・有（種類：　　）　・無
・使用箇所（　　）
分析調査の要否　・有　・無（分析調査済）
処理方法（　　）

2-8　石綿含有に関する事前調査
現場説明書（3-(10)石綿含有に関する事前調査）による。

2-9　環境への配慮
使用する材料及び施工方法については、室内環境に配慮した選定を行う。
（1）室内環境に影響を与える可能性のある材料等については、監督員の指示により、その物性等の確認できる資料を提出する。
（2）現場説明書（3-（11）公共建築物の工事に伴う室内空気環境測定）に該当する場合は、工事完成時に空気中に含まれるホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度測定を実施し、報告書により結果を報告する。
試料採取方法は、吸引方式（アクティブ法）とし、１箇所当りの試料は2採取試料を同時採取する。また、分析は厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」に準ずる。
測定の指定時期　・工事完成時　・（　　）
測定対象室　（　　）
測定箇所数　（　　）箇所

2-10 材料の品質等
1　本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、設計図書に定めのない材料は、当該現場で使用するほかの材料と同程度の品質と機能が保証された材料とすること。なお、材料は製造工場により品質管理がなされたものとする。
2　設計図書に定めのある材料については、材料の品質及び性能を有することの証明となる資料（試験成績書等）を監督員へ提出し、承諾を受けること。ただし、下記の（1）、（2）に該当する場合はこの限りではない。
（1）　設計図書に定めるJISの材料で、JISのマーク表示があるものを使用する場合
（2）　「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　建築材料等評価名簿（契約時の最新版）」に記載されている評価材料を使用する場合
（特記等で公共建築工事標準仕様書・公共建築改修工事標準仕様書の規定に基づく品質及び性能以外の材料を規定した場合は除く。）

2-11材料検査
（○印の付いたものを適用する。）
受注者は、材料の現場搬入の際、当該材料が設計図書に定められた仕様と適合していることを確認する。このうち、次に指定する材料については監督員の材料検査を受けるものとする。また、指定する材料以外のもので監督員が必要と認めた場合は材料検査を受けること。
なお、監督員が立ち会えない場合及び監督員より材料検査を行わない旨の連絡があった場合、受注者は自ら検査を実施し、結果を監督員に報告するものとする。

	資材名称		資材名称		資材名称
	電柱	○	開閉器盤		スピーカー
	高圧開閉器	○	分電盤		テレビアンテナ
	ハンドホール		時計		共聴機器
	高圧ケーブル		総合盤		表示盤
	高圧端末処理材		照明器具		火災報知受信機
	防水鋳鉄管		端子盤		感知器
	キュービクル		電話交換機		区画貫通処理材
	トランス		電話機		直流電源装置
	リアクトル		放送機器		無停電電源設備
	自家発電設備		放送アンプ		

2-12 中間技術検査
中間技術検査は、次の場合に実施する。
（1）低入札価格契約の場合。
（2）標準仕様書による他、検査を実施する段階及び回数が下記に記載された場合。

実施する段階	回数

2-13 引渡し物品等（提出図面は○印の付いたものを適用する。）
受注者は完成時に提出すること。なお、各物品の適用及び数量等は以下による。

提出図面	提出部数		
	屏風製本 A 版	屏風製本 A 版	CDデータ（JWW及びPDF）
⊙竣工図　・施工図	1	1	1

※屏風製本は正面及び背表紙面に工事名称を記す

提出書類	提出部数
機器完成図・機器取扱い説明書	2
各種保証書	1
竣工写真	1
各種検査書及び成績書	2
維持管理説明書（保守指導書）	
工事関係者一覧表	1
官庁関係届出書類	1
備品等　（　　）	

2-14 工事看板
1　工事現場が複数にわたる場合にも、各現場に設置するものとする。ただし、これにより難い場合は監督員との協議による。
2　工事現場には、公衆が見やすい場所に次の事項を記載した工事看板を表示する。
（1）工事名称　（2）工期間
（3）受注者及び連絡先　（4）現場代理人氏名及び連絡先
（5）工事概要　（6）発注者及び連絡先
（7）工事監理者及び連絡先

2-15 施工中の安全確保及び環境保全
工事の施工中にあたっては、関係法令により、工事現場における標示施設等を設置すること。

2-16 履行報告
1　契約条項第11条に規定する履行報告は、工事履行報告書とし、提出の要・不要は、現場説明書（3-（8）履行報告書）による。
2　記載内容は監督員から指示の無い場合、次を標準とする。
（1）工事総合進度　（2）当月の実施作業内容
（3）現場写真
ア　外観　定点撮影し、月毎の工事進捗状況を把握できるもの
イ　内観

2-17 契約不適合点検
契約条項第45条に規定する契約不適合責任の、契約不適合点検の要・不要については、現場説明書（3-（9）契約不適合点検）による。工事目的物の引渡しの日から1年以内（原則として引渡し日から起算して11か月を経過以降、12か月を経過する以前の期間）に工事目的物の、契約不適合点検の実施及び立会いを行う。
受注者は、契約不適合点検において、契約不適合があると認められたときは、契約条項のとおり、履行の追完等に対応すること。

2-18 設計変更
1　設計図書の内容の一部を訂正・変更（以下「設計変更」という。）により契約変更が必要となった場合には、契約条項第24条又は第25条の規定により手続きを行うこと。
2　設計変更の具体的な考え方等については、「相模原市請負工事設計変更ガイドライン（相模原市）」によるものとする。

Ⅲ.工事仕様
1）特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
3-1　官公庁届出申請	自家用電気工作物、その他所管官公庁等へ届出が必要とされる設備がある場合、届出申請を行うこと。 （小売電気事業者、一般送配電事業者含む）
3-2　機材	本工事に使用する機材はＪＩＳ、ＪＥＭ、ＪＥＣ等の規格品とする。
3-3　再使用機器	取外し再使用機器は、清掃、絶縁測定のうえ取付ける。 また、特別な清掃が必要な機器がある場合は、監督員の指示に従う。
3-4　試験成績表の提出を行う試験項目	次表に指定した設備機器等については、施工試験成績表を提出のこと。 その他、試験の必要なものについては、監督職員の指示による。

	設備・機器等	試　験　項　目
	受変電設備	・構造　・絶縁抵抗　・耐電圧 ・総合動作試験　・絶縁油
	自家発電設備	・構造　・絶縁抵抗　・耐電圧　・振動 ・保安装置・圧力・ばい煙　・騒音試験 ・総合動作試験
	直流電源装置	・構造　・絶縁抵抗　・総合動作試験
	無停電電源設備	・構造　・絶縁抵抗　・総合動作試験
○	動力・電灯分電盤	⊙絶縁抵抗 ⊙接地抵抗測定

次表の該当項目については総合動作試験を実施すること。

●	構内交換設備		電気時計設備
	構内情報通信網設備		テレビ共聴設備
●	拡声設備		監視カメラ設備
	映像・音響設備		駐車場管制設備
	出退表示設備		自動閉鎖設備
	インターホン設備	○	自動火災報知設備
	中央監視制御設備		

3-5　その他
建築工事にて室内空気環境測定を行う場合は、支障が出ないようにすること。

残土処理
現場説明書（3-(5)発生材の処分等）による。

3-6
・場内敷き均し　・場外搬出処理

標識シート等
地中線路には以下の標識シートを埋設する。

3-7
高圧配電線路　3.5倍長シート
低圧配電線路及び通信配電線路　２倍長シート

3-8　地盤変異対応
建物側配管引込部の地盤変異対応は公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和7年版）第２編「電力設備工事」（配管類9）の措置を施す。地面の想定沈下量は下記による。
沈下量　・　0.6m以下　・　1m以下
※沈下量を指定していない場合は0.2m以下とする。

3-9　地中線路の余長
要所、引込口及び引出口近くのハンドホール内で１巻程度ｹｰﾌﾞﾙ余長を見込む。

3-10 電線・ケーブル
・エコ電線及びエコケーブルとする。
・EM-高圧架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｹｰﾌﾞﾙの接続及び端末処理の際は、ｼｭﾘﾝｸﾊﾟｯｸ現象によるシース収縮対策を次のいずれかで施すこと。
そのほか、対策が必要な箇所については監督員の指示による。
1　端末処理部近傍のケーブルブラケット内に常温収縮チューブを挿入する。
2　ケーブルブラケットとして、スプリング式のアルミクリートを使用する。
3　上記と同等の効果があるケーブルシースずれ留め用の部材を取り付ける。

3-11 合成樹脂製可とう電線管
合成樹脂可とう電線管（ＰＦ管）は、一重管とする。
躯体に打込可能な配管サイズは、ＰＦ－２２迄とする。

3-12 塗装
現場で行う塗装の色合い等は、監督員の指示による。
金属露出配管（亜鉛メッキ面を含む）の塗装
1　屋内の露出配管　・塗装する　⊙塗装しない
2　屋外の露出配管　・塗装する　⊙塗装しない
（※）亜鉛メッキ面に塗装する場合は、プライマー（JIS K5633）処理を行う

3-13 呼び線
長さ１ｍ以上の入線しない管路には１．２ｍｍ以上のビニル被覆鉄線を挿入すること。

3-14 保温・結露防止
建築工事にてＦＰ板（スタイロフォーム等）打込みの個所に取付ける位置ボックス等は保温、結露防止処理を行うこと。

3-15 配線器具プレート類
1　金属製とする。
2　プレート、二重床用ケーブル接続器及び二重床用テーブルタップは、回路番号を表示する。

3-16 一般照明の照度測定
⊙要　・不要

3-17 接地工事
接地極の材料は下記による。　接地棒の寸法は、１４φ１,５００、材質は銅又は銅覆鋼製接地棒とする。

接地の種類	接地抵抗値	接地極
Ａ種	１０Ω以下	接地銅板
Ｂ種	電気設備技術基準による	接地銅板
Ｃ種	電気設備技術基準による	接地銅板
Ｄ種	電気設備技術基準による	接地棒×３
避雷設備用	１０Ω以下	接地銅板＋接地棒×３
交換機用	１０Ω以下	接地銅板
保安器用	１００Ω以下	接地棒×３
測定用	－－－－－－－－	接地棒×１

※所定の抵抗値が得られない場合は、監督員と協議をすること。
接地銅板の寸法は、ｔ１.５×９００×９００、材料は銅板
ＪＩＳ　Ｈ　3100とする。
構造体利用とした接地極、環状接地極、網状接地極又は基礎接地極の場合における接地抵抗測定は、電圧降下法により行い、測定時期及び回数は次のとおりとする。
測定時期　（　　）　測定回数　（　　）回

3-18 耐震処理
建築設備の耐震安全性確保については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（令和３年度版）による。
なお、設備機器の固定については、同基準の解説によることとし、設計用標準水平震度は下表を適用する。

設置場所	⊙ 特定の施設		・ 一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上および塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

設置場所	オイルタンク	
	・ 特定の施設	・ 一般の施設
上階階、屋上および塔屋	2.0	1.5
中間階	1.5	1.0
1階及び地下階	1.5	1.0

注1　地域係数　１.０（　）内の数値は防振支持機器の場合適用する。
注2　設計用鉛直震度は、設計用水平震度の1/2とする。
注3　重要機器については、下記に○印のついた機器が該当する。
・受変電盤　・配電盤　・自家発電装置　・直流電源装置
・交換機　・UPS装置　・自火報受信機
建物引込部の耐震処理を行う配管及び建物のエキスパンションジョイント部の配管については、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和7年版）第２編「電力設備工事」（配管類10、11）による。
配線の余長は下記による。
・２階以下　0.2m以上　・３～５階　0.5m以上
※６階以上については監督員の指示による。

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.042-778-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第22158号　一級建築士　第132680号　佐藤清治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕
特記仕様書

DRW NO.
AE－ 01

SCALE
NS （A1）
NS （A3）

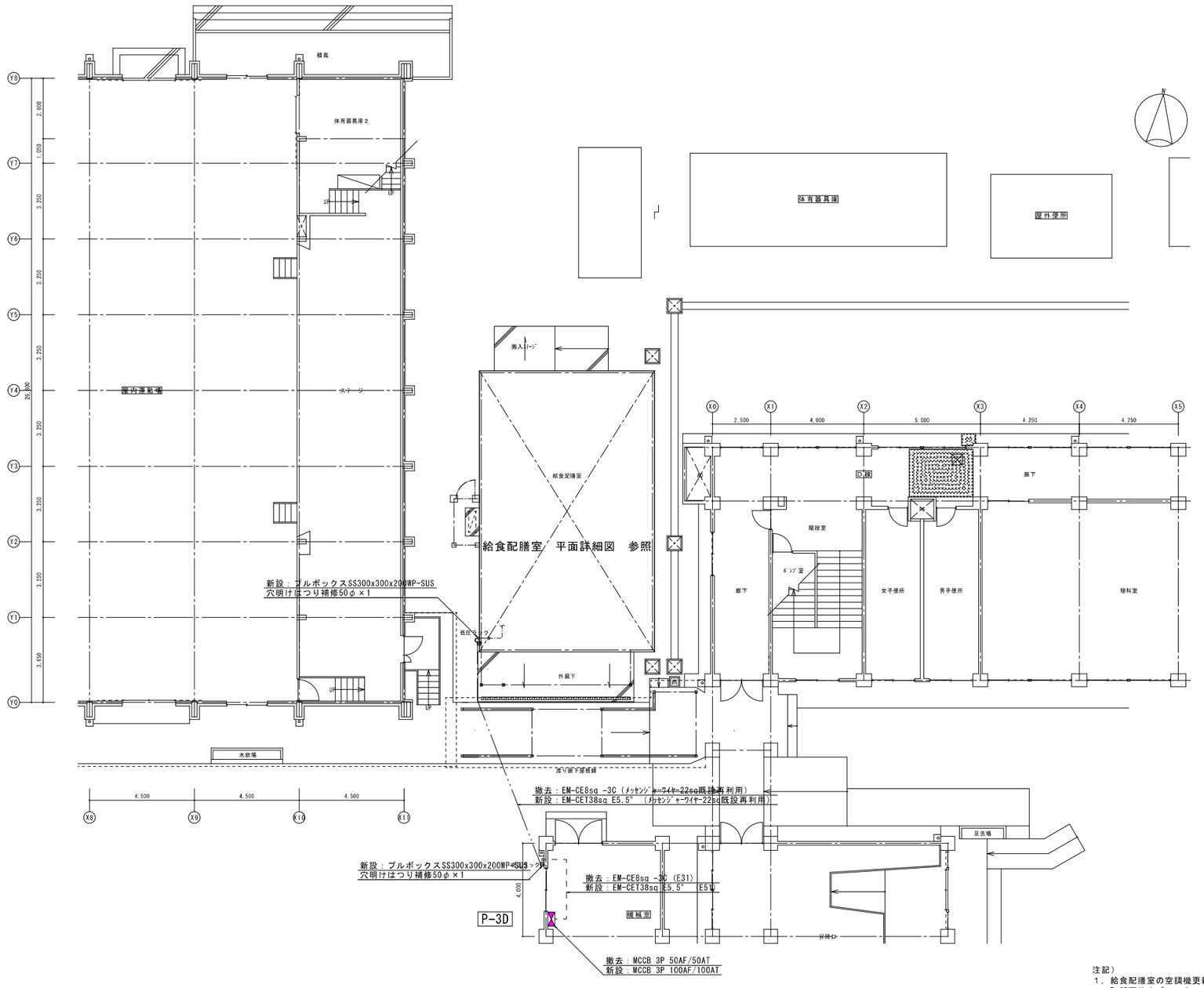

注記）
1．給食配膳室の空調機更新及び食器消毒保管庫新設に伴い幹線の更新を行う。
2．P-3D函体内ブレーカーの撤去・更新を行う。

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.042-778-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第2218号　一級建築士　第132680号　佐藤清治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕

給食配膳室巡り配線図　（改修／既設）

DRW NO.
AE－ 02

SCALE
1/100 (A1)
1/200 (A1)

A	直付灯		B	ブラケット	
A32H	LED 43.1W	LSS9-4-65LN	B21W	LED 12.0W	LBF3MP/RP-2-06LN

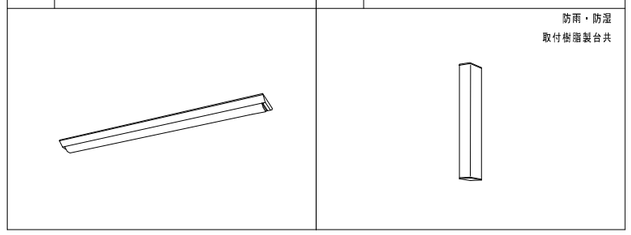

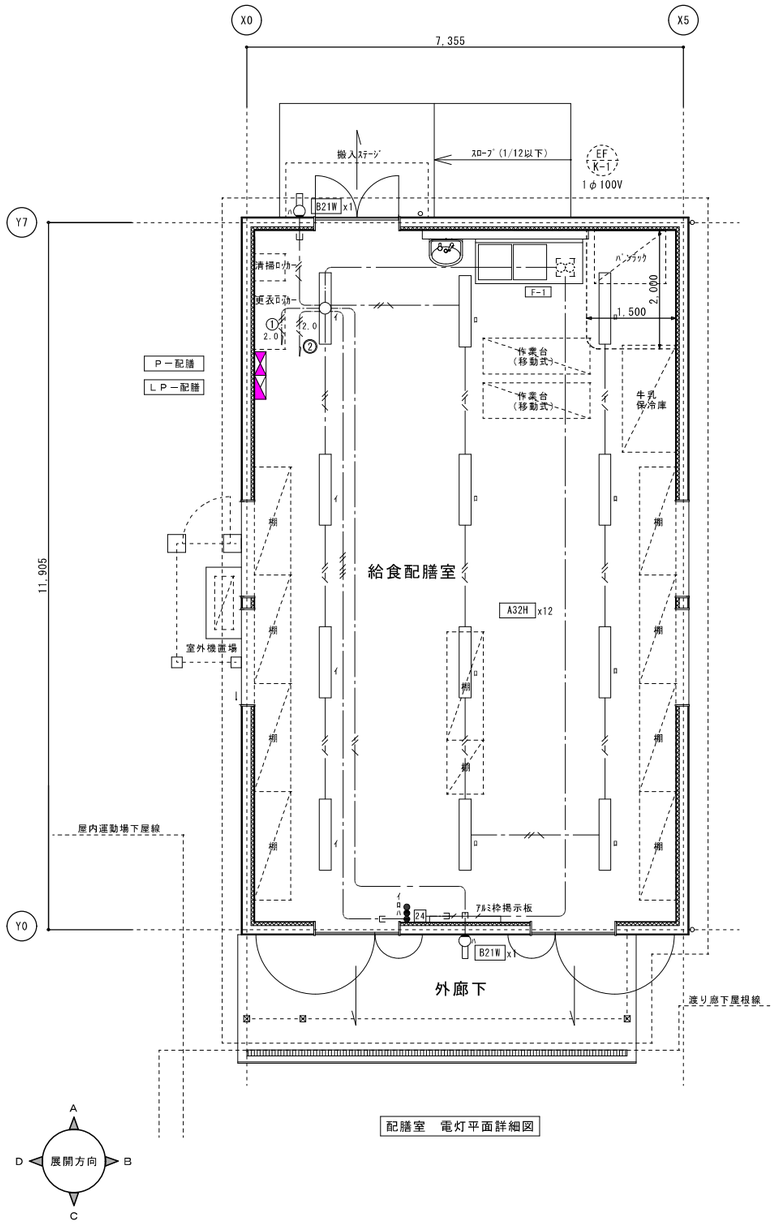

配膳室　電灯平面詳細図

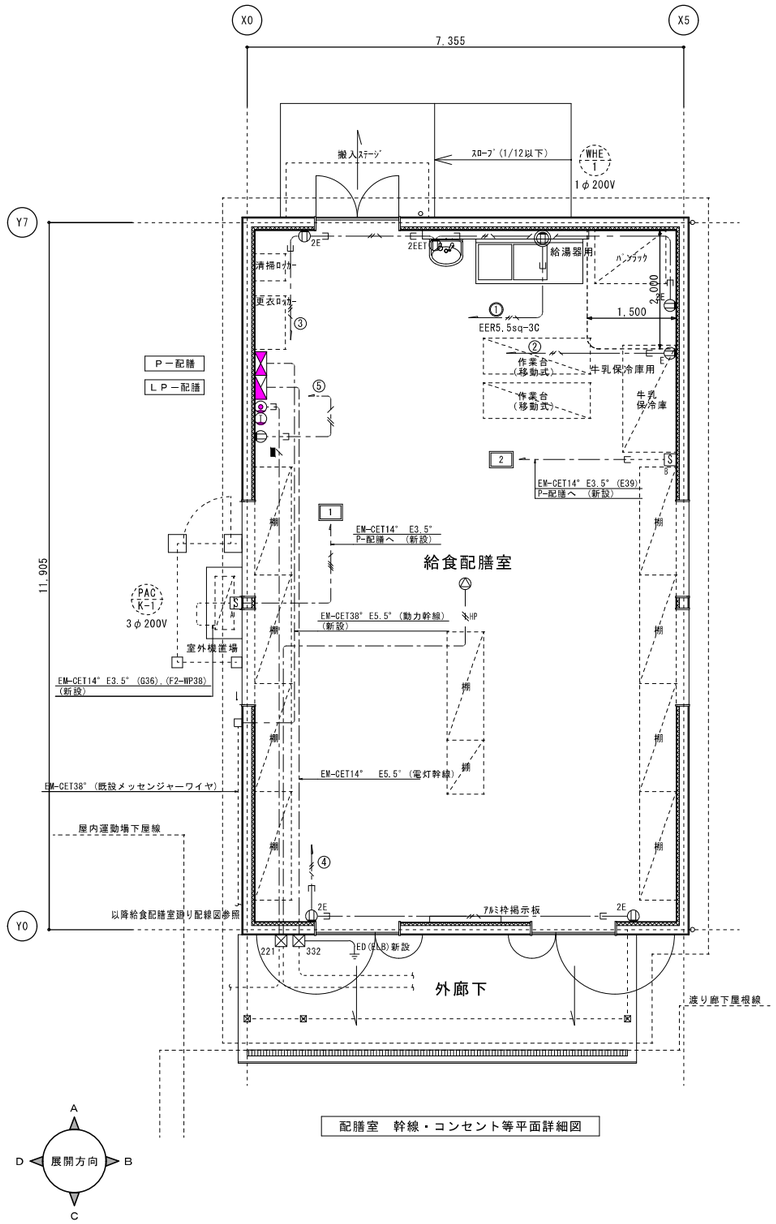

配膳室　幹線・コンセント等平面詳細図

分電盤名称　ＬＰ－配膳　形状　露出型　寸法：500W×700H×160D、上部ダクト：500W×300H×160D

幹線番号 / 電源種別	主回路 結線	記号	操作回路 記号、機器等	回路番号	配線用遮断器 種別	極数	AF	AT	負荷内容 名称	種別	容量	備考
1φ3W					M	3	50	50	主幹		6686	
				①	E	2	50	20	給湯器		4000	200V
				②	E	2	50	20	照明器具		576	200V
				①	E	2	50	20	照明、換気		110	
				②	E	2	50	20	牛乳保冷庫		500	
				③	E	2	50	20	コンセント		500	
				④	E	2	50	20	コンセント		500	
				⑤	E	2	50	20	コンセント		500	
				⑥	E	2	50	20	予備スペース			
	ｾﾊﾟﾚｰﾀｰ											
3φ3W					E	3	50	50	予備			

注記）
1．既設再利用とする。

分電盤名称　Ｐ－配膳　形状　露出型　寸法：500W×500H×160D、上部ダクト：500W×300H×160D

幹線番号 / 電源種別	主回路 結線	記号	操作回路 記号、機器等	回路番号	配線用遮断器 種別	極数	AF	AT	負荷内容 名称	種別	容量	備考
3φ3W					M	3	100	100	主幹		19.9kW	
				1	E	3	50	50	空調機		6.4kW	
				2	E	3	50	50	食器消毒保管庫		13.5kW	

注記）
1．新設する。

注記

1.特記なき配管配線は下記とし、既設再利用とする。

——·——	EM-EEF1.6-3C	（天井内）	引下げ部は（PF16）で保護。
—//—//—	EM-EEF1.6-2C + 3C	（天井内）	引下げ部は（PF22）で保護。
—//—\—	EM-EEF2.0-3C	（天井内）	引下げ部は（PF22）で保護。
—//—E—	EM-EEF2.0-3C	（天井内）	引下げ部は（MM1A）で保護。
HP —//—	EM-HP1.2-2C	（天井内）	
T —/—E—	EM-EBT0.5-1P	（天井内）	引下げ部は（MM1A）で保護。

【機器・器具凡例】

記号	名称	摘要	備考
	電灯動力盤		工事対象外
	動力盤		新設
S A	手元開閉器盤	防水壁掛型　MCCB50AF/NT	新設
S B	手元開閉器盤	壁掛型　MCCB50AF/NT	新設
	LED照明器具	露出	新設
	LED照明器具	壁付防水	新設
	埋込スイッチ	1P15A×1	工事対象外
24	埋込スイッチ	24時間換気用	工事対象外
	換気扇	（機械設備工事）	
	埋込コンセント	2P15A×1	工事対象外
E	埋込コンセント	2P15A×1 E極付	工事対象外
2E	埋込コンセント	2P15A×2 E極付	工事対象外
2EET	埋込コンセント	2P15A×2 E極・ET付	工事対象外
	埋込コンセント	2P30A×1 接地極付(200V用)	工事対象外
	電話コンセント	６極２芯	工事対象外
	一般電話機	壁掛型	工事対象外
	天井埋込スピーカ	非常放送用	工事対象外
	プルボックス		工事対象外

（注記）
1．特記なき照明器具、手元開閉器盤及び動力盤は新設とする。
2．特記なき配管配線及び配線器具類は工事対象外とする。
3．空調機更新及び食器消毒保管庫新設に伴い幹線の更新、動力分電盤の新設及び分岐配線等の新設を行うこと。

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.042-778-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第22218号　一級建築士 第132680号 佐藤勝治

TITLE　市立大野北中学校給食配膳室整備修繕

給食配膳室　平面詳細図　（改修）

DRW NO.　AE－ 03

SCALE　1/50 (A1)　1/100 (A3)

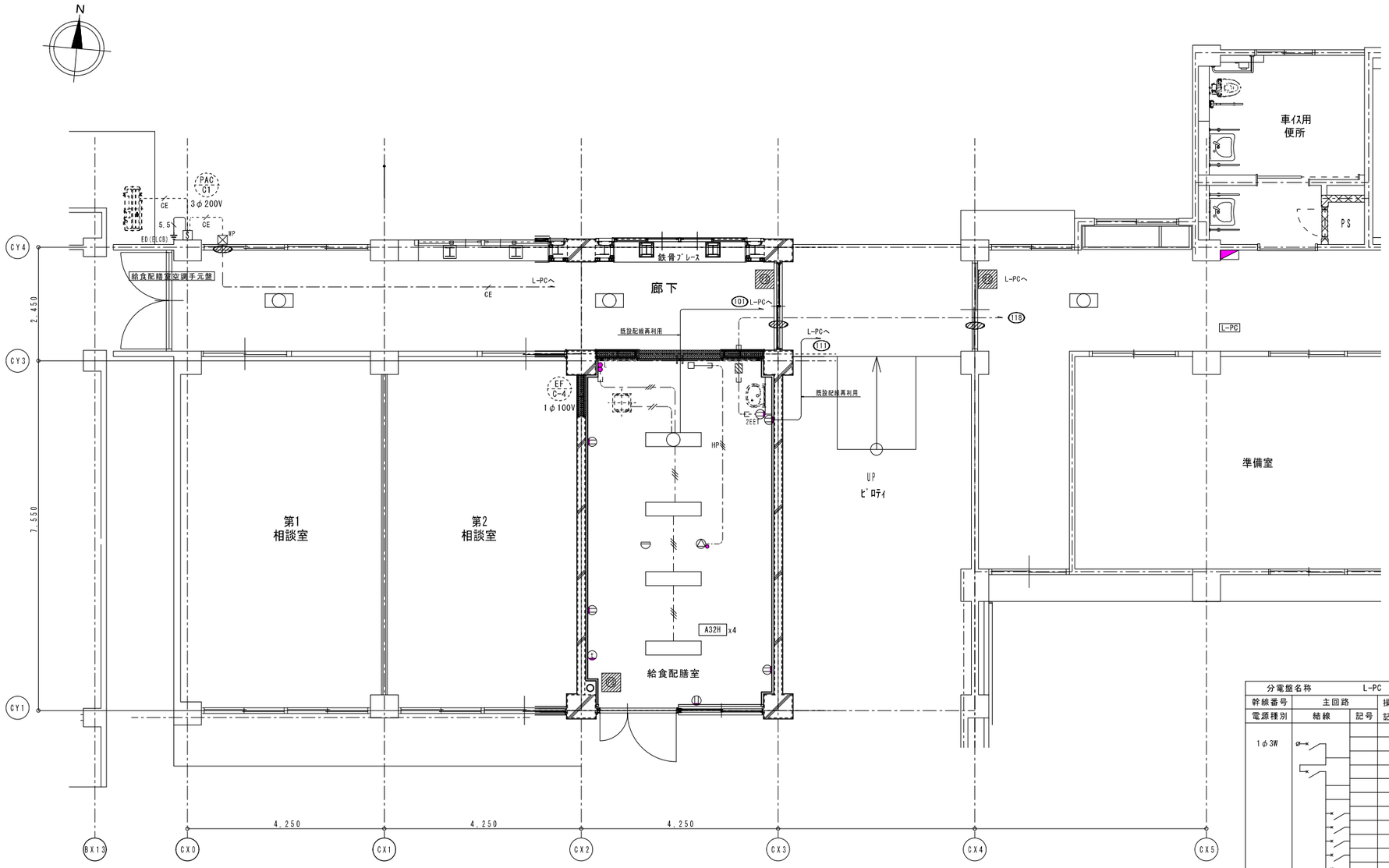

C棟１階　平面図

【機器・器具凡例】			
記　号	名　称	摘　要	備　考
	電灯分電盤		
S	手元開閉器盤	屋外壁掛型	ELCB3P 50AF/30AT
	照明器具	露出FL20W-2(逆富士)	取外し再取付
	照明器具	露出FHF32W-2(逆富士)	LED照明へ改修
	埋込スイッチ	1P15A×1	新設
L	埋込スイッチ	1P15A×1+確認表示灯付	新設
	壁付コンセント	2P15A×2 E極付	工事対象外
2EET	壁付コンセント	2P15A×2 E極・ET付	新設
	一般電話機	壁掛型	工事対象外
	天井埋込スピーカ	ATT内臓	新設
	差動スポット型感知器	2種	取外し再取付
PS	パッシブセンサー		取外し再取付
WP	プルボックス	SS-WP 200x200x100	新設
	位置ボックス		
ED(ELCB)	接地極（接地極埋設標共）	14φ L=1,500	新設
	スリーブ50φ	防火区画貫通処理共	
	穴明けはつり補修50φ		
（注記）			
１．営繕室を給食配膳室へ更新するに伴い、特記無き機器・器具は新設する。			
２．配膳室（営繕室）改修工事に伴う機械警備設備はセコム株式会社相模原統轄支社の			
責任施工とし、費用は本工事にて計上する。			
・配膳室（営繕室）内、既設警備機器及び配線の取外し			
・配膳室（営繕室）改修工事完了時の機械警備機器及び配線の再取付			
・対象となる機器は　　で囲われた機器とする。			

【配管・配線凡例】		
記　号	名　称	摘　要
	EM-EEF2.0-3C	引下げ部は(MM1A)
	EM-EEF1.6-2C	
	EM-EEF1.6-3C	引下げ部は(MM1A)
CE	EM-CE5.5°-4C(内1CE)	露出部は(G28),(F2WP-30)で保護
HP	EM-HP1.2-3C	引下げ部は(PF16)
5.5	EM-IE5.5°	(VE16)
（注記）		
１．特記なき配管配線は新設とする。		
２．二重天井内はケーブルころがし配線とする。		

A	直付灯
A32H	LED　43.1W　LSS9-4-65LN

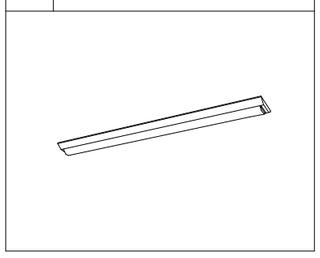

分電盤名称　L-PC　形状　埋込型　寸法：700W×1450H×200D

幹線番号	主回路		操作回路	回路	配線用遮断器				負荷内容			備考
電源種別	結線	記号	記号、機器等	番号	種別	極数	AF	AT	名称	種別	容量	
1φ3W					M	3	100	100	主幹			
									端子			
					M	3	50	50	主幹			
									WC-1　分電盤			
									端子			
				101	M	1	50	20	電灯			配線接続
				102	M	1	50	20	電灯			
				103	M	1	50	20	電灯			
				104	M	1	50	20	電灯			
				105	M	1	50	20	電灯　階段			
				106	M	1	50	20	電灯　階段			
				107	M	1	50	20	ｺﾝｾﾝﾄ			
				108	M	1	50	20	ｺﾝｾﾝﾄ			
				109	M	1	50	20	ｺﾝｾﾝﾄ			
				110	M	1	50	20	ｺﾝｾﾝﾄ			
				111	M	1	50	20	営繕室			配線接続
				112	M	1	50	20	木工室			
				113	M	1	50	20	第２相談室			
				114	M	1	50	20	ｺﾝｾﾝﾄ			
				115	M	1	50	20	ｺﾝｾﾝﾄ			
				116	M	2	50	30	金工室溶接機電源			200V
				117	M	1	50	20	ｺﾝｾﾝﾄ			
				118	E	2	50	20	営繕室給湯器			新設 100V
3φ3W					M	3	50	50	主幹			
					M	3	50	50	P-2C			
					M	3	50	50	P-3C			
					M	3	50	50	P-1C			
					M	3	50	30	給食配膳室空調手元盤			既設ブレーカー利用

注記）
１．函体既存再利用とする。
２．盤内にブレーカーを新設する。
３．給食配膳室空調機用ブレーカーは既設再利用とする。

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.042-778-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第2218号　一級建築士　第132680号　佐藤勝治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕
C棟１階　給食配膳室廻り平面図　（改修）

DRW NO.
AE－ 04

SCALE
1/50 (A1)
1/100 (A3)

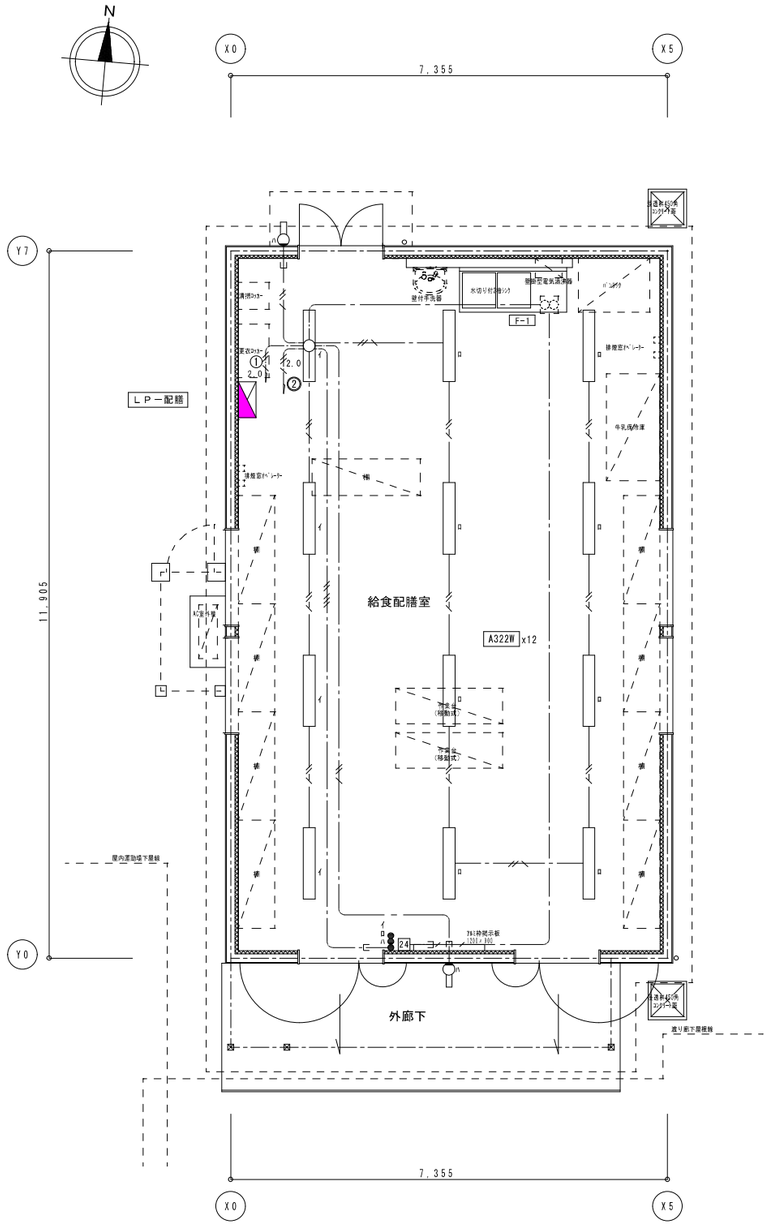

配膳室　電灯平面詳細図

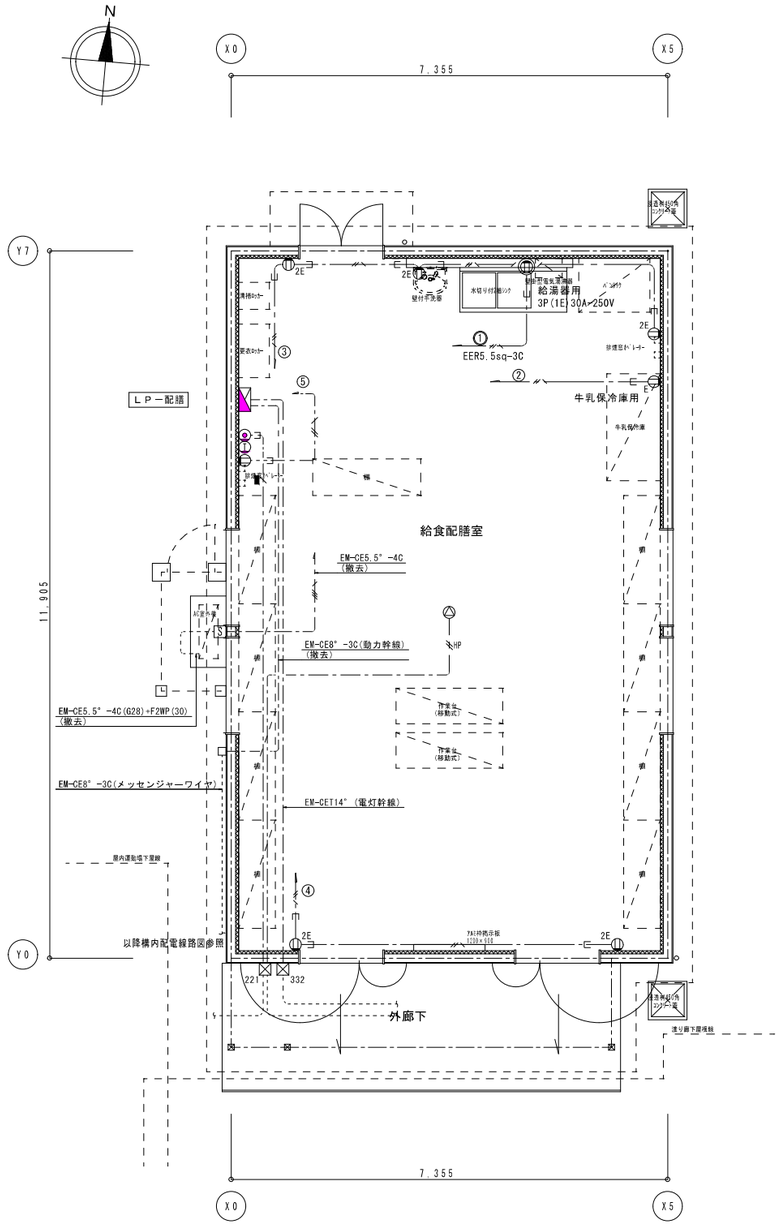

配膳室　幹線・コンセント等平面詳細図

分電盤名称	ＬＰ－配膳				形状　露出型				寸法：500W×700H×160D、上部ダクト：500W×300H×160D			
幹線番号	主回路		操作回路	回路	配線用遮断器				負荷内容			備考
電源種別	結線	記号	記号、機器等	番号	種別	極数	AF	AT	名称	種別	容量	
1φ3W					M	3	50	50	主幹		6686	
				①	E	2	50	20	給湯器		4000	200V
				②	E	2	50	20	照明器具		576	200V
				①	E	2	50	20	照明、換気		110	
				②	E	2	50	20	牛乳保冷庫		500	
				③	E	2	50	20	コンセント		500	
				④	E	2	50	20	コンセント		500	
				⑤	E	2	50	20	コンセント		500	
				⑥	E	2	50	20	予備スペース			
	セパレーター											
3φ3W					E	3	50	50	ヒートポンプエアコン		3.938kW	

注記

1.特記なき配管配線は下記による。

—·—	EM-EEF1.6-3C	(天井内)	引下げ部は (PF16)で保護。
—//—	EM-EEF1.6-2C + 3C	(天井内)	引下げ部は (PF22)で保護。
—//—	EM-EEF2.0-3C	(天井内)	引下げ部は (PF22)で保護。
—//—E-	EM-EEF2.0-3C	(天井内)	引下げ部は (MM1A)で保護。
HP —//—E-	EM-HP1.2-2C	(天井内)	
T —//—E-	EM-EBT0.5-1P	(天井内)	引下げ部は (MM1A)で保護。

【機器・器具凡例】

記号	名称	摘要	備考
	電灯動力盤		工事対象外
S	手元開閉器盤	防水壁掛型　MCCB50AF/NT	撤去
	照明器具	露出防水FHF32W-2(逆富士)	撤去
	照明器具	壁付防水型FL20W-1	撤去
	埋込スイッチ	1P15A×1	工事対象外
24	埋込スイッチ	24時間換気用	工事対象外
	換気扇	(機械設備工事)	
	埋込コンセント	2P15A×1	工事対象外
E	埋込コンセント	2P15A×1 E極付	工事対象外
2E	埋込コンセント	2P15A×2 E極付	工事対象外
	埋込コンセント	2P30A×1 E極付(200V用)	工事対象外
	天井埋込スピーカ	非常放送用	工事対象外
	電話コンセント	6極2芯	工事対象外
	一般電話機	壁掛型	工事対象外
	プルボックス		工事対象外
	アウトレットボックス		工事対象外

(注記)

1．特記なき照明器具及び手元開閉器盤は撤去とする。

2．特記なき配管配線及び配線器具類は工事対象外とする。

3．ＬＰ－配膳盤内動力用ブレーカーは配線切り離し後予備とする。

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.042-778-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第2218号　一級建築士　第132680号　佐藤勝治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕
給食配膳室　平面詳細図　(既設)

DRAW NO. AE－ 05

SCALE 1/50 (A1) 1/100 (A3)

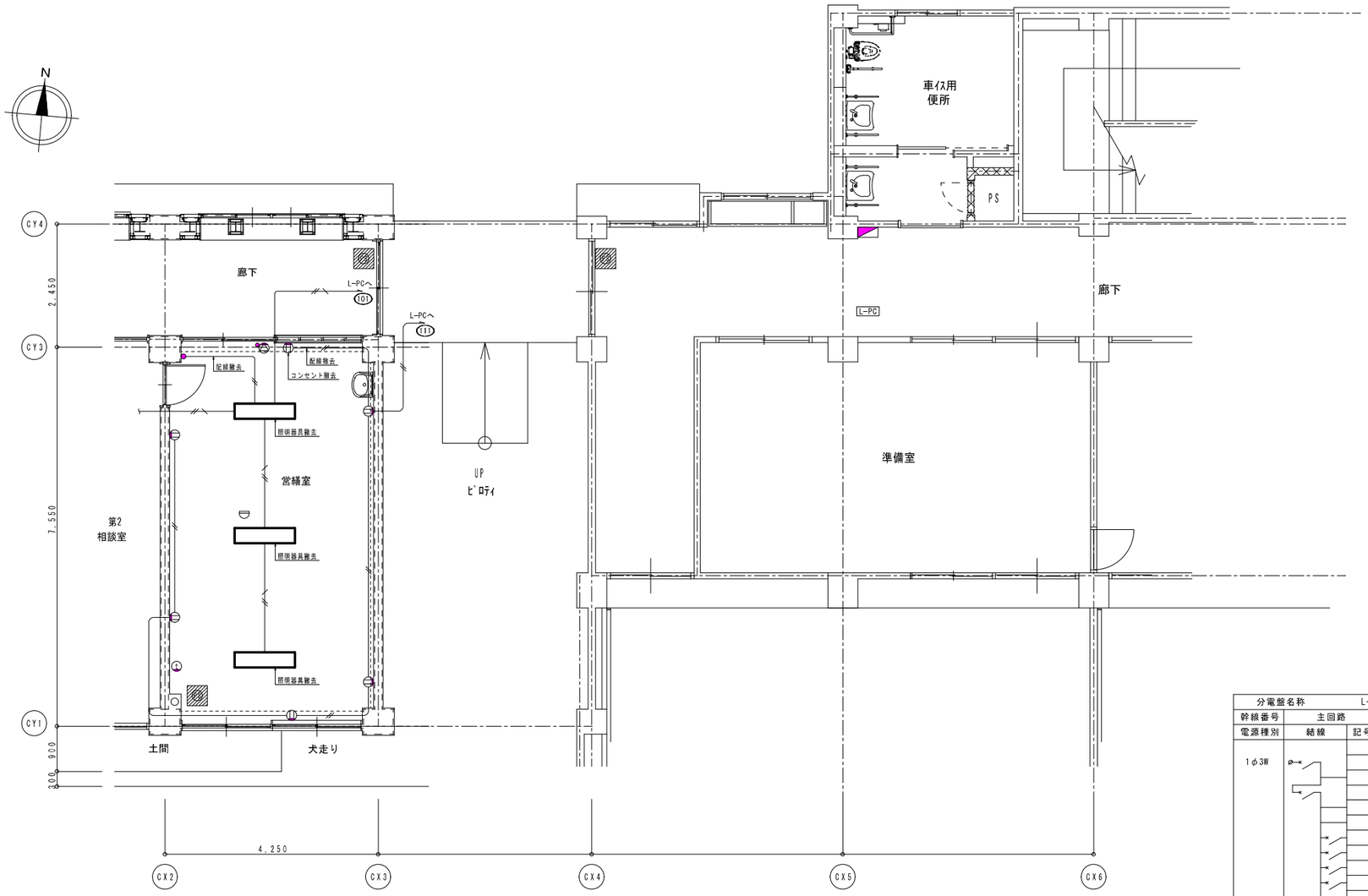

C棟１階　平面図

【機器・器具凡例】

記　号	名　称	摘　要	備　考
	電灯分電盤		
	照明器具	露出FHF32W-2(逆富士)	撤去
	壁付スイッチ	1P15A×1	撤去
	壁付コンセント	2P15A×2	工事対象外
	壁付スピーカ		撤去
	差動スポット型感知器	2種	取外し再取付
	一般電話機	壁掛型	工事対象外
PS	パッシブセンサー		取外し再取付

（注記）
1．特記無き機器・配線器具は工事対象外とする。
2．配膳室（営繕室）改修工事に伴う機械警備設備はセコム株式会社相模原統轄支社の
　責任施工とし、費用は本工事にて計上する。
・配膳室（営繕室）内、既設警備機器及び配線の取外し
・配膳室（営繕室）室改修工事完了時の機械警備機器及び配線の再取付
・対象となる機器は　　で囲われた機器とする。

【配管・配線凡例】

記　号	名　称	摘　要
	VVF2.0-2C	(E19)
	VVF2.0-3C	(E19)

（注記）
1．特記なき配管配線は工事対象外とする。

分電盤名称　L-PC　　形状　埋込型　　寸法：700W×1450H×200D

幹線番号	主回路		操作回路	回路	配線用遮断器				負荷内容			備考
電源種別	結線	記号	記号、機器等	番号	種別	極数	AF	AT	名称	種別	容量	
1φ3W					M	3	100	100	主幹			
									端子			
					M	3	50	50	主幹			
									WC-1　分電盤			
									端子			
				101	M	1	50	20	電灯			
				102	M	1	50	20	電灯			
				103	M	1	50	20	電灯			
				104	M	1	50	20	電灯			
				105	M	1	50	20	電灯　階段			
				106	M	1	50	20	電灯　階段			
				107	M	1	50	20	ｺﾝｾﾝﾄ			
				108	M	1	50	20	ｺﾝｾﾝﾄ			
				109	M	1	50	20	ｺﾝｾﾝﾄ			
				110	M	1	50	20	ｺﾝｾﾝﾄ			
				111	M	1	50	20	営繕室			
				112	M	1	50	20	木工室			
				113	M	1	50	20	第２相談室			
				114	M	1	50	20	ｺﾝｾﾝﾄ			
				115	M	1	50	20	ｺﾝｾﾝﾄ			
				116	M	2	50	30	金工室溶接機電源			200V
				117	M	1	50	20	ｺﾝｾﾝﾄ			
3φ3W					M	3	50	50	主幹			
					M	3	50	50	P-2C			
					M	3	50	50	P-3C			
					M	3	50	50	P-1C			
					M	3	50	30	予備			

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.042-778-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第2218号　一級建築士　第132680号　佐藤勝治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕
C棟１階　営繕室廻り平面図　（既設）

DRW NO.
AE－ 06

SCALE
1/50　(A1)
1/100　(A3)

【機器・器具凡例】

記号	名称	摘要	備考
PBX	電話交換機		
	インターホン親機	Ｂ棟職員室	撤去
	インターホン子機	給食配膳室	撤去
	一般電話機	壁掛型	新設
	電話用アウトレット	6極2芯×1	新設
	プルボックス	200×200×100	
WP	防水プルボックス	200×200×100	

（注記）

1．給食配膳室及びＢ棟１階職員室のインターホンを撤去する。
　給食配膳室に電話機を新設する。
2．Ｃ棟１階営繕室を配膳室へ改修に伴い、電話機を新設する。
3．配管は既設再利用とし、配線は撤去及び新設を行う。

注記

1.特記なき配管配線は下記による。

T	EM-EBT0.5-1P	引下げ部は（MM1A）で保護。
AE	EM-AE1.2-2C	引下げ部（MM1A）は撤去。

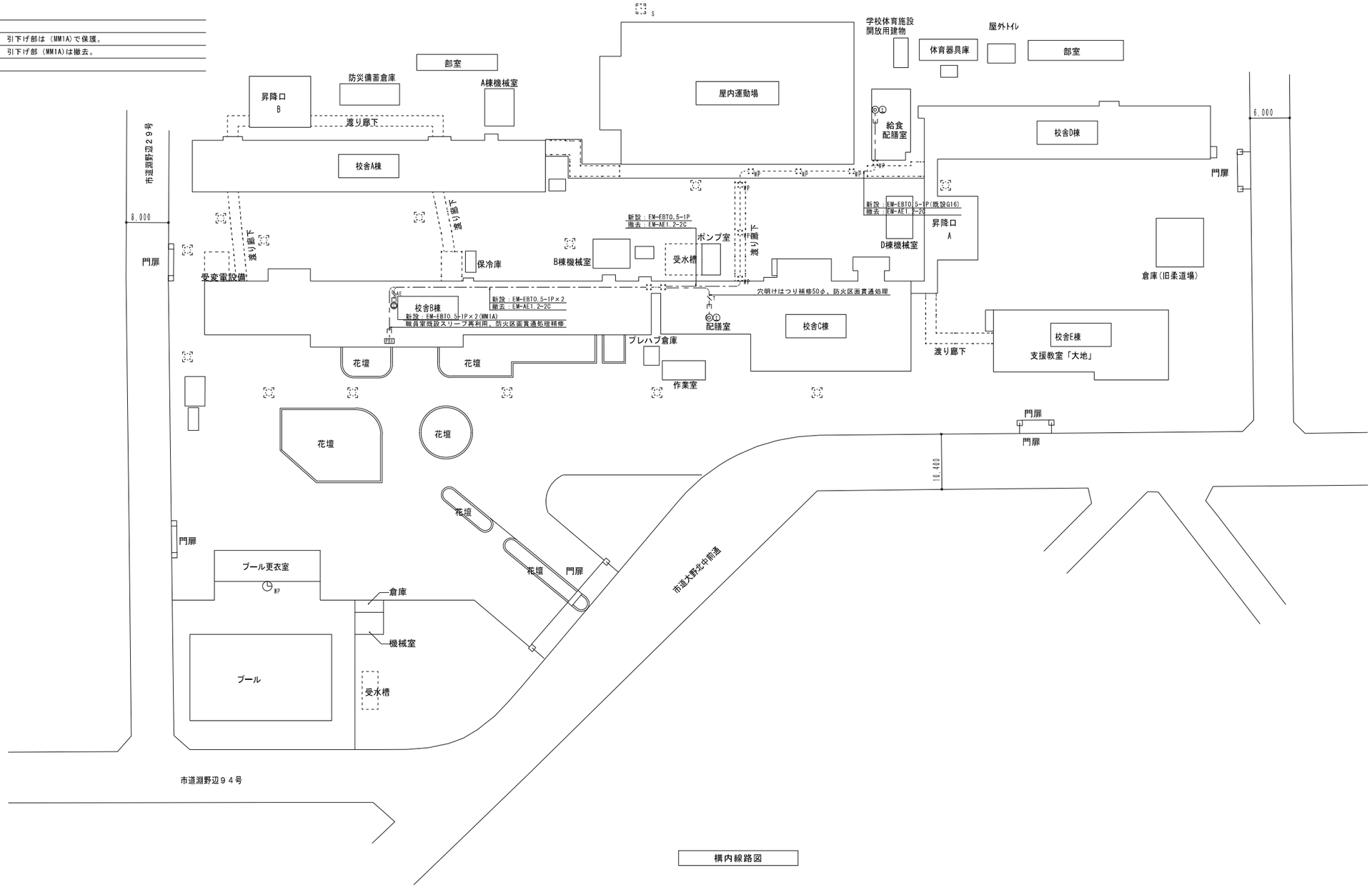

構内線路図

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.042-778-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第２２１８号　一級建築士　第１３２６８０号　佐藤勝治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕
構内通信線路図　（改修／既設）

DRW NO.
AE－07

SCALE
1/400　(A1)
1/800　(A3)

電話設備仕様書（機器詳細図）

1. 一般事項

1). 本工事は、電気通信事業法に定める端末設備等規則に基づき施工すること。

2). 本工事に必要な日本電信電話㈱等への申請手続きは全て請負者が代行して行うものとし、費用は本工事に含まれるものとする。

2. 機器構成

1). デジタル電子交換機　　１台

2). デジタル一般電話機　　６台

3). デジタル多機能電話機　　５台

3. 機器仕様

3-1. デジタル電子交換機

1). 交換方式

項　目	方　式
制 御 方 式	蓄積プログラム制御方式
通 話 路 方 式	ＴＤ/ＰＣＭ方式・Ｔ１段
処 理 装 置	３２ｂｉｔＣＰＵ
応 答 方 式	分散着信/ダイヤルイン併用方式
冷 却 方 式	自然空冷方式
冗 長 構 成	一重化

2). トラフィック条件

内線電話機１台当たりの標準発着信呼量は、６ＨＣＳ以上とする。

3). 構造

本交換機は自立キャビネット型で前面からの保守点検が容易にできるものとする。

4). 収容回線数

回線名		現用	実装	容量	備考
局線	INS64	2	2	２２	ひかり電話接続　4ch
	アナログ				
内線	一般電話機	6	8		
	多機能電話機	5	8		
組み合わせやオプションの実装により最大数は変わります。					

5). 番号計画

	番号	備考
局 線 発 信	0	1　桁
内 線 番 号	ＸＸ又はＸＸＸ	混在可
短縮ダイヤル発信	＊＋４桁の短縮番号	

6). 局線応答方式

・外線自動選択応答　・オフフック自動応答　・外線プリセレクション

・外線指定応答　・テナント外外線着信応答　・ダイレクトインライン

・ダイヤルイン(DI)　・ストレートラインDI　・分散応答

7). サービス機能

・システム短縮ダイヤル　・可変短縮ダイヤル　・サービスクラス

・着信音識別　・内線代表　・可変不在転送

・内蔵留守番電話機能　・オンラインデーター設定　・リモート保守

8). サービスクラス

機能 / ｻｰﾋﾞｽｸﾗｽ	局 線 発 信			局線着信	内線相互
	市　外	特定市外	市　内		
特　甲	○	○	○	○	○
準 特 甲		○	○	○	○
甲			○	○	○
準 乙 甲					○

9). 電気的条件　動作電圧　ＤＣ-24Ｖ±3Ｖ

内線線路条件　直流抵抗　４５Ω以下（２Ｗ多機能）

８００Ω以下（２Ｗ一般）

漏洩抵抗　２０ＫΩ以下

10). 環境条件　温度　０～４０℃　自然空冷

湿度　２５～８５％　結露無き事

11). 整流器　：　蓄電池は交換機内臓型とする。入力：単相１００Ｖ

12). 蓄電池　：　停電保障３０分以上

3-4. デジタル多機能電話機

・局線機能釦２４個(ﾌﾘｰﾌｧﾝｸｼｮﾝｷｰ)以上

・固定機能（再ダイヤル、転送、フッキング、不在転送、代理応答、オンフック、短縮、保留）

・デジタル表示（日付、時刻、ダイヤルモニタ）、夜間転送

3-5. 一般電話機

・着信表示ランプ

・固定機能（フッキング）

・受話音量切替、着信音量切替、着信音色切替

4. その他事項

a. 新設FAX等の調整

c. 各電話機に、内線番号表及び簡易取扱説明書を取り付ける。

d. 交換機には、”メーカ名札”・”施工者名札”等を記すこと。

e. 現地資料・システム・設置スペース等の調査を入念に行い、既存の動作を損なわないようにすること。

f. 番号計画は別紙番号表を参照し、施設管理者及び市監督員と協議・確認を行うこと。

g. 局線は、施設との調整により変更する場合がある。

h. 既存設備において、登録短縮番号・添付書類及びシール等がある場合は、取替後に問題の無いように対処すること。

5. 中継方式図（参考）

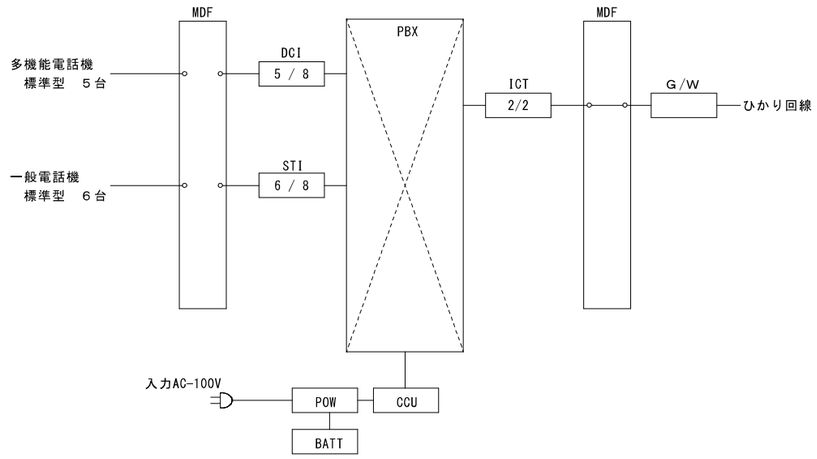

現用/実装

略号・名称対応表

記号	名　　称
ＰＢＸ	交換機本体
ＩＴＣ	局線トランク(デジタル)
ＳＴＩ	一般電話回路
ＤＣＩ	多機能電話回路
ＣＣＵ	中央処理装置
ＰＯＷ	電源（整流器）
ＢＡＴＴ	蓄電池
ＭＤＦ	主配線盤
ＧＷ	ゲートウェイ(キャリア用意)

ＰＢＸ	デジタル電子交換機
電源電圧	AC100V± 10%
制御方式	蓄積プログラム制御方式　主装置　32ビットMPU
通話路方式	TD/PCM方式・T1段(ボタン電話機)
信号伝送方式	デジタル伝送(ボタン電話機)
環境条件	温度：0～40℃　湿度：20～85%(結露無きこと)

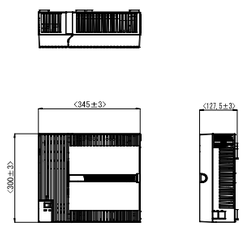

Ⓣ	多機能電話機（標準型）
電源電圧	AC100V± 10%
制御方式	蓄積プログラム制御方式　主装置　16ビットMPU

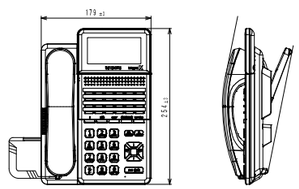

Ⓣ	一般電話機（標準型）
電源電圧	主装置から給電

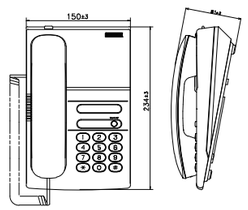

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.042-778-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第２２１８号　一級建築士　第１３２６８０号　佐藤勝治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕
TEL設備　機器姿図　（改修）

DRW NO. AE— 08

SCALE NS （A1） NS （A3）

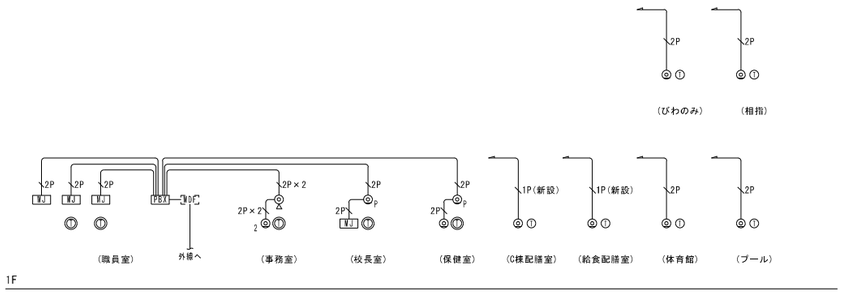

構内交換設備　系統図

既設電話回線表	
電話回線番号	系統名称
①	外線
②	外線
⑩	校長室
⑪	職員室１
⑫	職員室２
⑬	事務室
⑭	保健室
⑮	びわのみ(Ａ棟１階)
⑯	相指
⑰	体育館
⑱	プール

改修後電話回線表	
電話回線番号	系統名称
①	外線
②	外線
⑩	校長室
⑪	職員室１
⑫	職員室２
⑬	事務室
⑭	保健室
⑮	びわのみ(Ａ棟１階)
⑯	相指
⑰	体育館
⑱	プール
⑲	給食配膳室
⑳	Ｃ棟配膳室

【配管・配線凡例】

記　号	名　称	摘　要
Cat6A	UTP0.5-4P×１　Cat.6A	
Cat6A	UTP0.5-4P×２　Cat.6A	
U	UTP0.5-4P×１　Cat.5e	
U	UTP0.5-4P×２　Cat.5e	
U	UTP0.5-4P×３　Cat.5e	
1P	EM-EBT0.5-1P	引下げ部は（MM1A)で保護
2P	EBT0.4-2P	(PF16)
5C	5C-FB	(E19)
7C	7C-FB	(E25)
MA		立下げ部(MM1A)

（注記）
１．特記なき配線は既設再利用とする。
２．更新しない機器・器具に至る配管配線は撤去する。

【機器・器具凡例】

記　号	名　称	摘　要	改修後仕様	撤去	新設	既設再利用	備　考
MDF	主端子盤(壁埋込型)	ONU、ｽﾌﾟﾗｲｽﾕﾆｯﾄ収納				○	W500xH400xD200
PBX	電話交換機	壁掛露出型　12回線収容	機器姿図による	○	○		既設:W340xH300xD120
◎	電話用アウトレット	6極2芯×１	6極2芯×１	○	○		
◎$_2$	電話用アウトレット	6極2芯×２	6極2芯×２	○	○		
◎$_P$	電話用アウトレット	ノズルプレート				○	
◎$_A$	床用電話用アウトレット	ノズルプレート				○	
MJ	電話用モジュラージャック	6極2芯×１　露出型	6極2芯×１　露出型	○	○		
Ⓣ	多機能電話機			○	○		
Ⓘ	内線電話機			○	○		
WAN	WANルーター					○	GIGA系
SW	HUB　収納ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ共	PoE24Port+SFP4Port				○	GIGA系
STB	スタンバイスイッチ					○	GIGA系
AP	無線AP					○	GIGA系
L3SW	センターHUB	12Port				○	校務系
L2SW	基幹HUB　収納ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ共	24Port				○	校務系
HUB	HUB　12Port					○	校務系
⊜	情報用アウトレット	8極8芯×２　埋込型	8極8芯×２　埋込型	○	○		校務系　Cat.5e
⊜	情報用アウトレット	8極8芯×１　天井付埋込型	8極8芯×１　天井付埋込型	○	○		校務系　Cat.5e
VOD	VODサーバー					○	校務系
TV	テレビ					○	校務系
■	プルボックス						
□	アウトレットボックス						

（注記）
１．実線の機器・器具を撤去し、同等の機器・器具にて更新を行う。
２．点線の機器・器具は既設再利用として残置する。
３．×印を付した機器・器具は撤去のみ行う。

【機器・器具凡例】

記　号	名　称	摘　要	改修後仕様	撤去	新設	既設再利用	備　考
	テレビアンテナ UHF＋VHF					○	
	テレビアンテナ 地上デジタル放送用					○	
	テレビ機器収納箱			○	○	○	函体再利用
HE	テレビヘッドエンド装置	ワゴンラック収納		○			W550xH1000xD350
	混合器					○	
	増幅器		SH・UF-1	○	○		
	チャンネルブースター			○			撤去のみ
	テレビ用端子	2口　壁埋込型	SH-77F	○	○		
$◎_A$	テレビ用端子	1口　露出型	SH-7F　MM1A用ﾎﾞｯｸｽ取付	○	○		
$◎_B$	テレビ用端子	1口　壁埋込型	SH-7F	○	○		
	４分配器		SH-D4	○	○		廊下設置は木板取付
	３分配器		SH-D4	○	○		廊下設置は木板取付
	２分配器		SH-D2	○	○		
	１分岐器					○	
■	プルボックス						
□	アウトレットボックス						

（注記）
１．実線の機器・器具を撤去し、同等の機器・器具にて更新を行う。
２．点線の機器・器具は既設再利用として残置する。
３．×印を付した機器・器具は撤去のみ行い、更新を行わない。
４．Ｂ棟のテレビ機器収納箱は函体既存再利用とし、内部機器のみ更新を行う。

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.042-778-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第２２１８号　一級建築士　第１３２６８０号　佐藤勝治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕
TEL設備　系統図　（改修／既設）

DRW NO. AE— 09
SCALE NS （A1）
NS （A3）

特記仕様

1・修繕概要：市立大野北中学校の空調機の更新及び新設をする。

2・施工基準：（1）本修繕は、本特記仕様書及び設計図書並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、
令和7年版　公共建築（改修共）工事標準仕様書（機械設備、電気設備、建築工事編）
「同標準図」、「同施工監理指針」による。
（2）ドレン管は結露防止層付ドレインパイプとする。
（3）冷媒管は断熱材被覆銅管とする。保温厚は液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。
（4）保温化粧ケースの材質は屋内：合成樹脂製、屋外：溶融アルミニウム製とする。

3・提出物等：修繕着手から完成までに、提出する書類及び図面等は、市担当者の指示に従うこと。

4・疑　　義：仕様書及び設計図に疑義を生じた場合は、市担当者と協議し、その指示に従うこと。

5・写　　真：修繕受注者は着手前、施工中、完成等各施工段階を順序よく、黒板に内容を入れて
撮影し、修繕完了時に工程写真及び完成写真を提出すること。

6・発生材処理：修繕にて発生した産業廃棄物は法律等に従って適正に処理を行うものとする。

7・施工時期：施工時期については生徒の休暇日等を利用することを想定している。
詳細については学校と協議の上、設定し施工するものとする。

8・完成検査：（1）修繕完了後は市担当者立会いの上で、現場の確認を行うものとする。
（2）修繕完成に際して、当該修繕による損害部の復旧及び補修は受注者の負担において
完成検査までに完了させる。

※駐車場から修繕場所までは、原則徒歩移動とする。
資材搬入等でやむを得ず車両が通行する場合には、先導員を配置して安全を確保すること。
※グラウンドに車両が通行する場合には、修繕完了時に整地を行うこと。

【学校敷地内を車両が通行する場合に遵守すべきこと】
・学校敷地内は最徐行を行うこと。
・登下校の時間や休み時間においては、原則として出入りは行わないこと。
・2人以上で車両通行する際には、1人が車両から降りて先導すること。
・1人で車両通行する場合には、原則として事前に学校内にいる人に連絡を入れ先導をしてもらうか、
ハザードランプを点灯させて最徐行すること。
・敷地内の駐車スペースより車両通行を開始する前には、車両周辺の前後左右の確認を行うこと。

空調換気設備 機器表 （改修前）

電気容量は参考値とする。

記号	機器名称	機器仕様	消費電力 φ	消費電力 V	消費電力 kW	設置場所	台数	備考
RAC−BK−1	ルームエアコン	型　式　：空冷ヒートポンプ式ルームエアコン	1	100	0.62	C棟　1階　営繕室	1	メーカー：コロナ
	（ウインド形）	ウインド形			（冷房時）			型　式　：CHW−A1813
		定格能力　：冷房　1．6kW　暖房　1．8kW			0.575			約寸法　：360W×222D×780H
		冷媒種別　：R410A			（暖房時）			約重量　：24kg
		付属品　：標準付属品一式						

給排水衛生設備 器具表 （改修前）

器具名称	参考品番（TOTO）	付属品及び備考	合計	C棟・1階 営繕室
洗面器	L230D	壁掛洗面器、排水金具、取付金具、立水栓、標準付属品一式	1	1
化粧棚		化粧棚（陶器製）	1	1
化粧鏡	TS−119AS−3	355×455程度	1	1

凡例 （改修前）

図示記号（種別）		管種及び規格名称 管種名称	備考
—— - ——	給水管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP−VB）	土中及びコンクリ内：VD
————	排水管（雑排水）	硬質塩化ビニル管（VP）	

空調換気設備 機器表 （改修後）

電気容量は参考値とする。

記号	機器名称	機器仕様	消費電力 φ	消費電力 V	消費電力 kW	設置場所	台数	備考
PAC−C1	パッケージエアコン	型　式　：空冷ヒートポンプ式店舗用エアコン	3	200	2.6	室外機：屋外	1	参考型番
	（ペアタイプ）	室外機型式　：据置形			（冷房時）	室内機：C棟　1階　給食配膳室		ダイキン：SSRH112C
		室内機型式　：天吊形			2.6	（旧営繕室）		三菱電機：
		定格能力　：冷房　10．0kW　暖房　11．2kW			（暖房時）			日　立　：
		電動機出力　：圧縮機　1．79kW						約寸法　：外940W×320D×1430H
		送風機　（外）0．15kW						内1590W×690D×235H
		（内）（0．11+0．11）kW						約重量　：外90kg　内40kg
		冷媒種別　：R32						
		付属品　：ワイヤードリモコン、吊形ゴムブッシュ、						
		標準付属品一式						
EF−C−4	排気ファン	型　式　：天井埋込換気扇	1	100	0.044	C棟　1階　給食配膳室	1	参考型番
		必要能力　：200　m3／h　×　100Pa				（旧営繕室）		三菱電機　：VD−20ZC14
		ダクト径　：150φ						パナソニック：
		付属品　：防振吊金具、標準付属品一式						日本キャリア：

給排水衛生設備 器具表 （改修後）

器具名称	＜参考メーカー名＞ 参考品番（1）	＜参考メーカー名＞ 参考品番（2）	付属品及び備考	合計	C棟・1階 給食配膳室
洗面器	＜TOTO＞	＜LIXIL＞	壁掛洗面器、自動水栓（発電仕様AC100V）、	1	1
	L210C、TLE28SS1A、	L−132G、AM−300CV1、	壁排水金具、取付金具、標準付属品一式		
	TLDP2105JA	LF−4PAL			
化粧鏡	＜TOTO＞	＜LIXIL＞	化粧鏡（角型面取りタイプ）、350×800H	1	1
	YM3580AC	KF−D3083AS			

凡例 （改修後）

図示記号（種別）		管種及び規格名称 管種名称	規格名称	備考
—— R ——	冷媒管	冷媒用断熱材被覆銅管	JCDA　0009	
—— D ——	ドレン管	結露防止層付硬質塩化ビニル管		屋内一般
		硬質ポリ塩化ビニル管（カラーVP）	JIS　K　6741	屋外露出部分
	スパイラルダクト	亜鉛鉄板		OA：外気、EA：排気
	防火ダンパ(FD)			
	パイプフード（PF）	SUS製深型		
—— - ——	給水管	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP）	JWWA　K　129	屋内一般・屋外露出部分
————	排水管（雑排水）	建物用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管		屋内一般（ピット内除く）

原図サイズ　A1

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.0427−78−0009			

SATO−SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第2218号　一級建築士　第132680号　佐藤清治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕
空調換気設備・給排水衛生設備　特記仕様、
C棟1階給食配膳室　機器表・凡例（改修前・改修後）

DRW NO.　MP−　01

SCALE　−　(A1)
−　(A3)

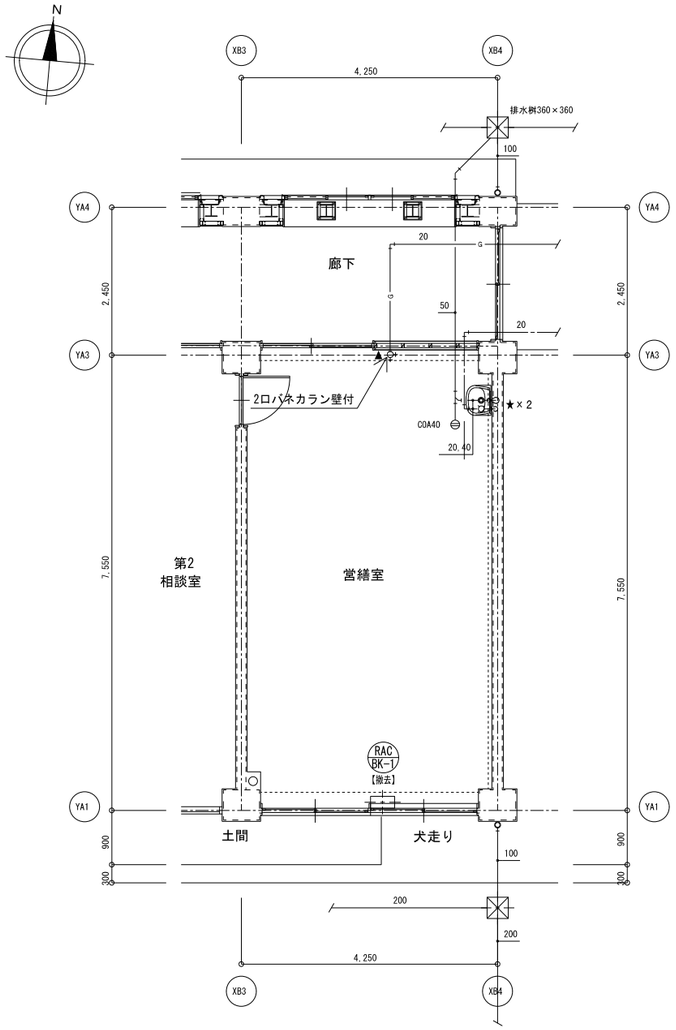

営繕室平面詳細図（改修前）S=1/50

注記
・ ―― は撤去配管を示す。（工事対象）
・ ―― は既設配管を示す。（工事対象外）
・★は既設配管切断箇所を示す。
・▲は配管切断・プラグ止めを示す。

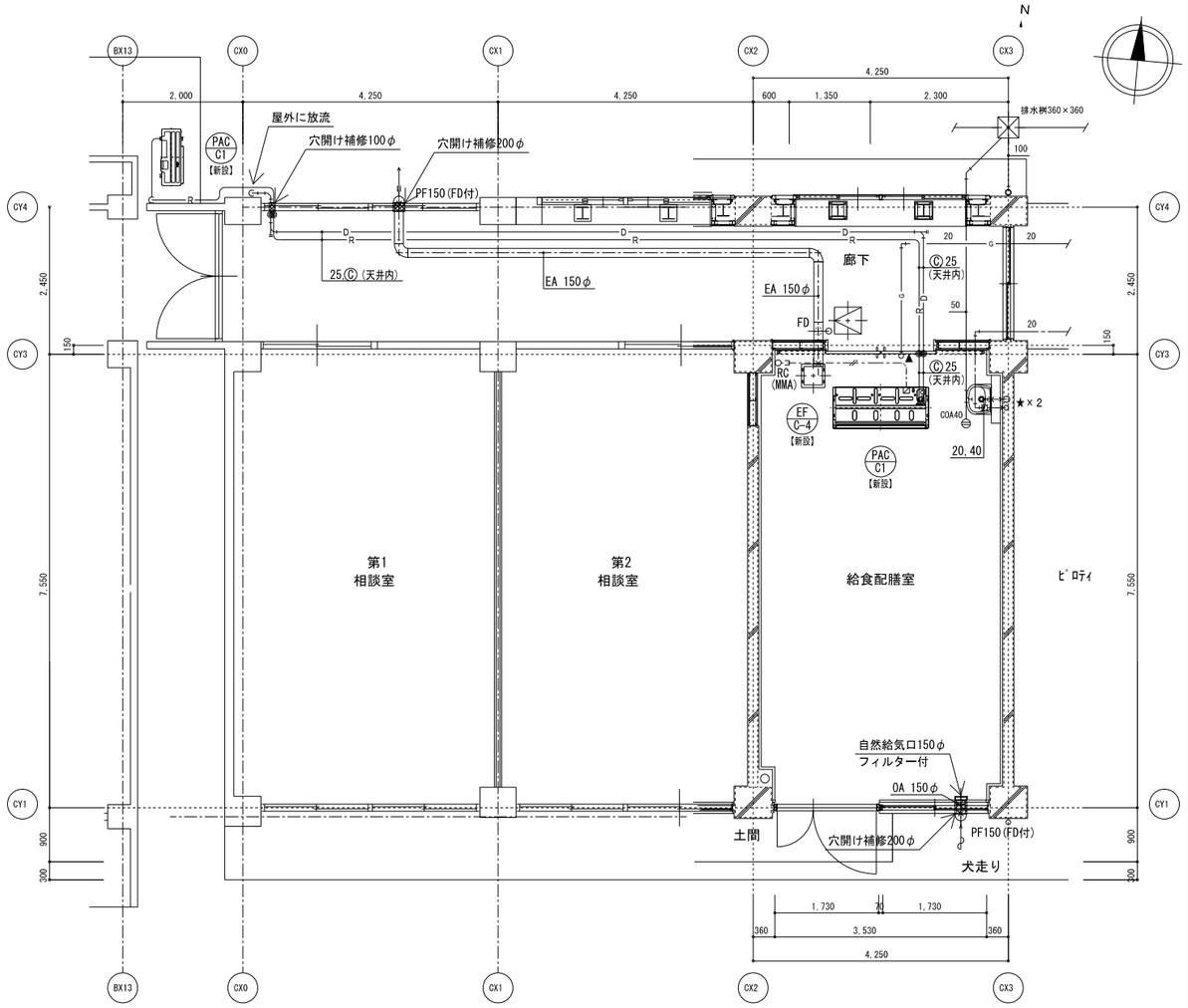

給食配膳室(旧営繕室) 平面詳細図（改修後）S=1/50

冷媒管サイズ表

記号	液 ／ ガス
Ⓐ	6.4/ 9.5
Ⓑ	6.4/ 12.7
Ⓒ	9.5/ 15.9
Ⓓ	9.5/ 19.1

凡例

―※―・―	リモコン配線	EM-CEE-0.75～1.25□-2C相当	天井コロガシ
○RC	空調用リモコン		

注記
・ ―― は新設配管、ダクトを示す。（工事対象）
・ ―― は既設配管、ダクトを示す。（工事対象外）
・★は既設配管接続箇所を示す。
・▲は配管切断・プラグ止めを示す。
・特記なき衛生配管は床下配管とする。
・パッケージ形空気調和機の室内機とドレン管の接続部は保温（GW20mm 同等ＯＯＬ程度）を施す。
・新設する給排気用バイフード（ＰＦ）はステンレス製、防虫網付とする。
・防火区画を貫通するダクトは板厚１．６mm以上の鉄板製とする。
・●は防火区画貫通処理を示す。
・屋外機～屋内機の渡り制御配線は冷媒管共巻とする。
ＰＡＣ用制御配線（ＥＭ－ＥＥＦ２．０－３Ｃ）

原図サイズ　Ａ１

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.0427-78-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第２２１８号　一級建築士　第１３２６８０号　佐藤清治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕
空調換気設備・給排水衛生設備
Ｃ棟１階給食配膳室　平面詳細図(改修前・改修後)

DRW NO.
MP－　02

SCALE
1/50　(A1)
1/100　(A3)

空調換気設備 機器表 （改修前）

電気容量は参考値とする。

記号	機器名称	機器仕様	消費電力 φ	消費電力 V	消費電力 kW	設置場所	台数	備考
PAC−K−1	パッケージエアコン	型　式　：空冷ヒートポンプ式店舗用エアコン	3	200	5.02		1	メーカー：日立
（旧AC−1）	（ツイン同時タイプ）	室外機型式　：据置形			（冷房時）	室外機：屋外	（1）	型　式　：RPC−AP160SHP1
		室内機型式　：天吊形			5.20	室内機：給食配膳室棟	（2）	約寸法　：外950W×370D×800H
		定格能力　：冷房　14．0kW　暖房　16．0kW			（暖房低温時）			内1270W×690D×235H×2
		電動機出力　：圧縮機　3．0kW						約重量　：外79kg　内35kg×2
		送風機　（外）0．19kW						
		（内）0．08kW　×2台						
		冷媒種別　：R410A						
		付属品　：標準付属品一式						
EF−K−1	換気ファン	型　式　：天井埋込換気扇	1	100	0.054	給食配膳室棟	1	メーカー：三菱電機
（旧F−1）		必要能力　：（強）150φ×400m3／h×60Pa						型　式　：VD−20ZLXP9−CS
		（弱）150φ×150m3／h×20Pa						約寸法　：313W×313D×248H
		付属品　：標準付属品一式						約重量　：5．8kg

給排水衛生設備 機器表 （改修前）

電気容量は参考値とする。

記号	機器名称	機器仕様	消費電力 φ	消費電力 V	消費電力 kW	設置場所	台数	備考
WHE−1	電気温水器	型　式　：貯湯式壁掛型電気温水器	1	200	4．0	給食配膳室棟	1	メーカー：日本イトミック
		貯湯量　：65L						型　式　：EW−65N4B−BT
		付属品　：省エネ温調タイマー付、標準付属品一式						約寸法　：450W×320D×867H
								約重量　：23kg（満水時88kg）

給排水衛生設備 器具表 （改修前）

部器具は既設再使用を示す。（工事対象外）

器具名称	参考品番（TOTO）	付属品及び備考	合計	給食配膳室棟 給食配膳室						
洗面器	L250DM	壁掛洗面器、自動水栓（TEN40AX）、水石けん入れ、排水金具、取付金具、標準付属品一式	1	1						
混合水栓	MZ−4N3（日本イトミック）	シングルレバー混合水栓	2	2						

凡例 （改修前）

図示記号（種別）		管種及び規格名称 管種名称	備考
——R——	冷媒管	冷媒用断熱材被覆銅管	
——D——	ドレン管	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）	
	スパイラルダクト	亜鉛鉄板	
	パイプフード（PF）	SUS製深型	
—— − ——	給水管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP−VB）	土中及びコンクリ内：VD
——I——	給湯管	断熱被覆銅管	
————	排水管	硬質塩化ビニル管（VP）	屋内
		硬質塩化ビニル管（VU）	屋外
		被覆銅管	給湯ドレン
----------	通気管	硬質塩化ビニル管（VP）	

空調換気設備 機器表 （改修後）

電気容量は参考値とする。

記号	機器名称	機器仕様	消費電力 φ	消費電力 V	消費電力 kW	設置場所	台数	備考
PAC−K−1	パッケージエアコン	型　式　：空冷ヒートポンプ式店舗用エアコン	3	200	3.63		1	参考型番
	（ツイン同時タイプ）	室外機型式　：据置形			（冷房時）	室外機：屋外	（1）	ダイキン：SSRH140CD
		室内機型式　：天吊形			3.36	室内機：給食配膳室棟	（2）	三菱電機：
		定格能力　：冷房　12．5kW　暖房　14．0kW			（暖房時）			日　立　：
		電動機出力　：圧縮機　2．36kW						約寸法　：外940W×320D×1430H
		送風機　（外）（0．11＋0．11）kW						内1270W×690D×235H×2
		（内）0．091kW×2台						約重量　：外90kg　内31kg×2
		冷媒種別　：R32						
		付属品　：標準付属品一式						
EF−K−1	換気ファン	型　式　：天井埋込換気扇	1	100	0.074	給食配膳室棟	1	参考型番
		必要能力　：150φ×400m3／h×40Pa						三菱電機：VD−23ZB13
		付属品　：標準付属品一式						パナソニック：
								日本キャリア：
								約寸法　：外386W×386D×232H
								約重量　：8．3kg

給排水衛生設備 機器表 （改修後）

電気容量は参考値とする。

記号	機器名称	機器仕様	消費電力 φ	消費電力 V	消費電力 kW	設置場所	台数	備考
WHE−1	電気温水器	型　式　：貯湯式壁掛型電気温水器	1	200	4．0	給食配膳室棟	1	参考型番
		貯湯量　：65L						日本イトミック：EWR65BNN240C0
		付属品　：省エネ温調タイマー付、自動給排水、標準付属品一式						約寸法　：450W×320D×867H
								約重量　：21kg（満水時86kg）

給排水衛生設備 器具表 （改修後）

部器具は既設再使用を示す。（工事対象外）

器具名称	参考品番（TOTO）	付属品及び備考	合計	給食配膳室棟 給食配膳室						
洗面器	L250DM	壁掛洗面器、自動水栓（TEN40AX）、水石けん入れ、排水金具、取付金具、標準付属品一式	1	1						
混合水栓	MZ−4N3（日本イトミック）	シングルレバー混合水栓	2	2						

凡例 （改修後）

図示記号（種別）		管種及び規格名称 管種名称	規格名称	備考
——R——	冷媒管	冷媒用断熱材被覆銅管	JCDA　0009	
——D——	ドレン管	結露防止層付硬質塩化ビニル管		屋内一般
		硬質ポリ塩化ビニル管（カラーVP）	JIS　K　6741	屋外露出部分
	スパイラルダクト	亜鉛鉄板		OA：外気、EA：排気
	パイプフード（PF）	SUS製深型		
——-——	給水管	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP）	JWWA　K　129	屋内一般・屋外露出部分
——I——	給湯管	断熱被覆銅管	JISH　3300（M）	
————	排水管	硬質塩化ビニル管（VP）	JISK　6742	屋内
		硬質塩化ビニル管（VU）	JISK　6742	屋外
		被覆銅管	JISH　3300（M）	給湯ドレン
----------	通気管	硬質塩化ビニル管（VP）	JISK　6742	

原図サイズ　A1

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.0427−78−0009			

SATO−SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第2218号　一級建築士　第132680号　佐藤清治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕

空調換気設備・給排水衛生設備
給食配膳室 機器表・凡例（改修前・改修後）

DRW NO.
MP−　03

SCALE
−　(A1)
−　(A3)

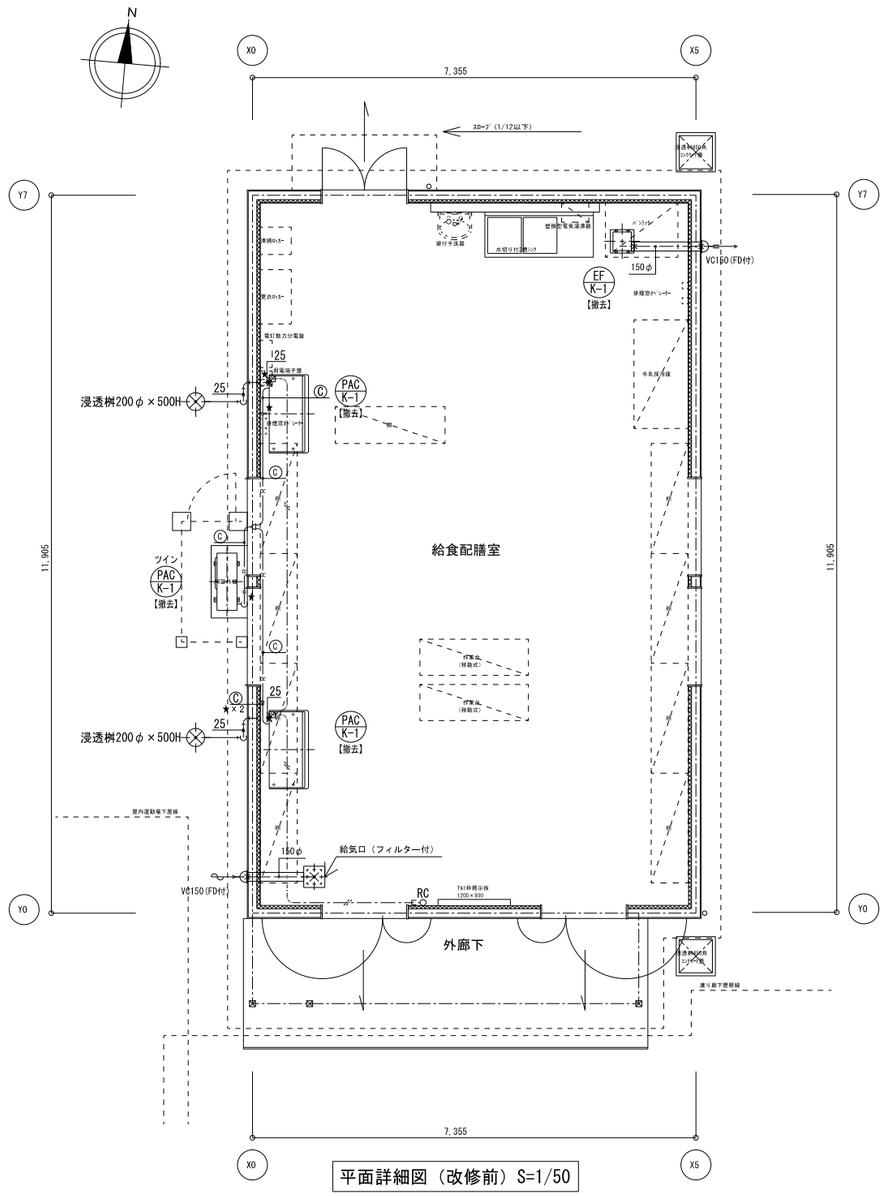

平面詳細図（改修前）S=1/50

冷媒管サイズ表

記号	液 ／ ガス
Ⓐ	6.4/ 9.5
Ⓑ	6.4/ 12.7
Ⓒ	9.5/ 15.9
Ⓓ	9.5/ 19.1

凡例

―ﾊﾞﾂﾃﾝ―	リモコン配線	EM-CEE-0.75～1.25□-2C相当	天井コロガシ
○RC	空調用リモコン		

注記
- ――は撤去配管、ダクト、配線を示す。（工事対象）
- ――は既設配管、ダクト、配線を示す。（工事対象外）
- パッケージ形空気調和機の冷媒管を再利用する系統は、制御配線（冷媒管共巻）も再利用とする。 ＰＡＣ用制御配線（ＥＭ－ＥＥＦ２，０－３Ｃ相当）
- リモコン配線は再利用とする。

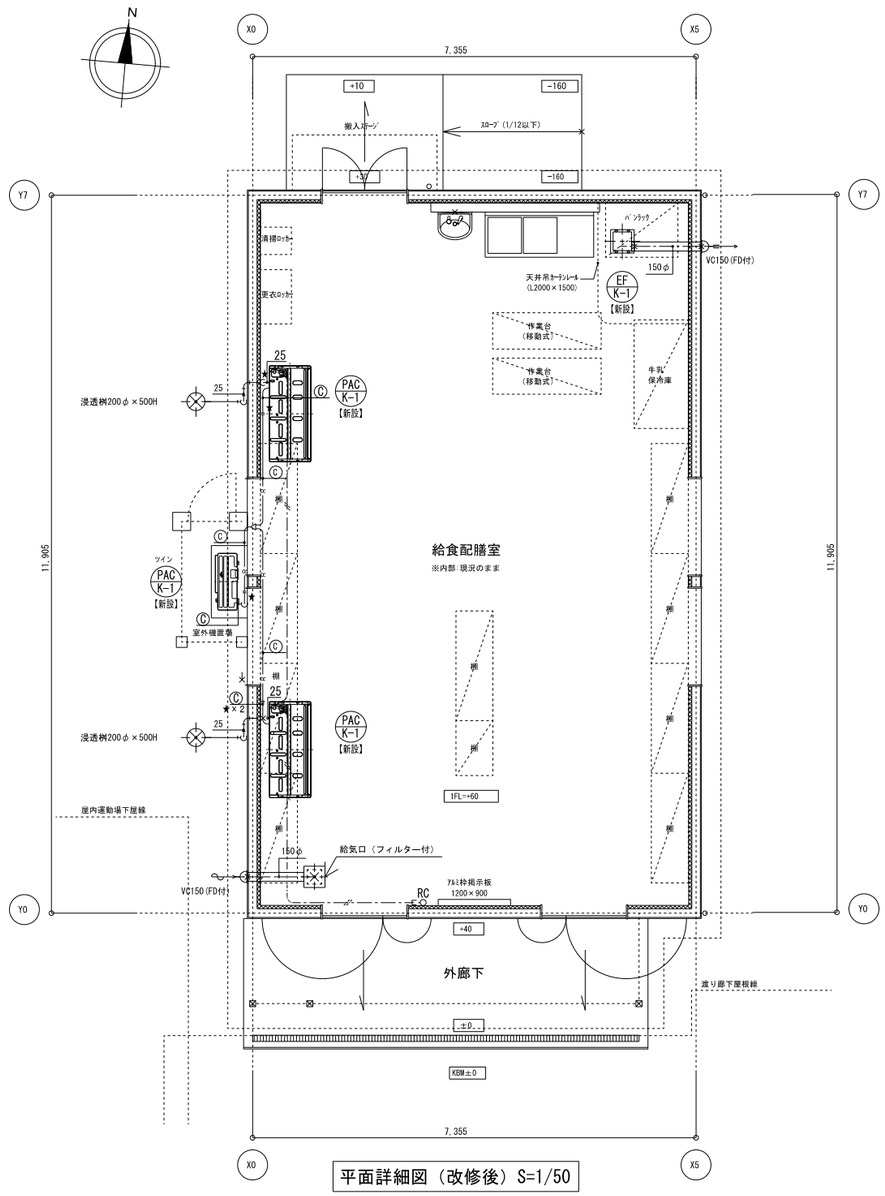

平面詳細図（改修後）S=1/50

冷媒管サイズ表

記号	液 ／ ガス
Ⓐ	6.4/ 9.5
Ⓑ	6.4/ 12.7
Ⓒ	9.5/ 15.9
Ⓓ	9.5/ 19.1

注記
- ――は新設配管、ダクトを示す。（工事対象）
- ――は既設配管、ダクトを示す。（工事対象外）
- ★は既設配管接続箇所を示す。
- パッケージ形空気調和機の室内機とドレン管の接続部は保温（ＧＷ２０mm同等５００Ｌ程度）を施す。
- パッケージ形空気調和機の冷媒管を再利用する系統は、制御配線（冷媒管共巻）も既設再利用とし、機器への接続及び調整のみ本工事とする。
  ＰＡＣ用制御配線（ＥＭ－ＥＥＦ２，０－３Ｃ相当）
- リモコン配線は既設再利用とし、機器への接続及び調整のみ本工事とする。

原図サイズ A1

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.0427-78-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第２２１８号 一級建築士 第１３２６８０号 佐藤清治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕

空調換気設備
給食配膳室 平面詳細図（改修前・改修後）

DRW NO.
MP－ 04

SCALE
1/50 (A1)
1/100 (A3)

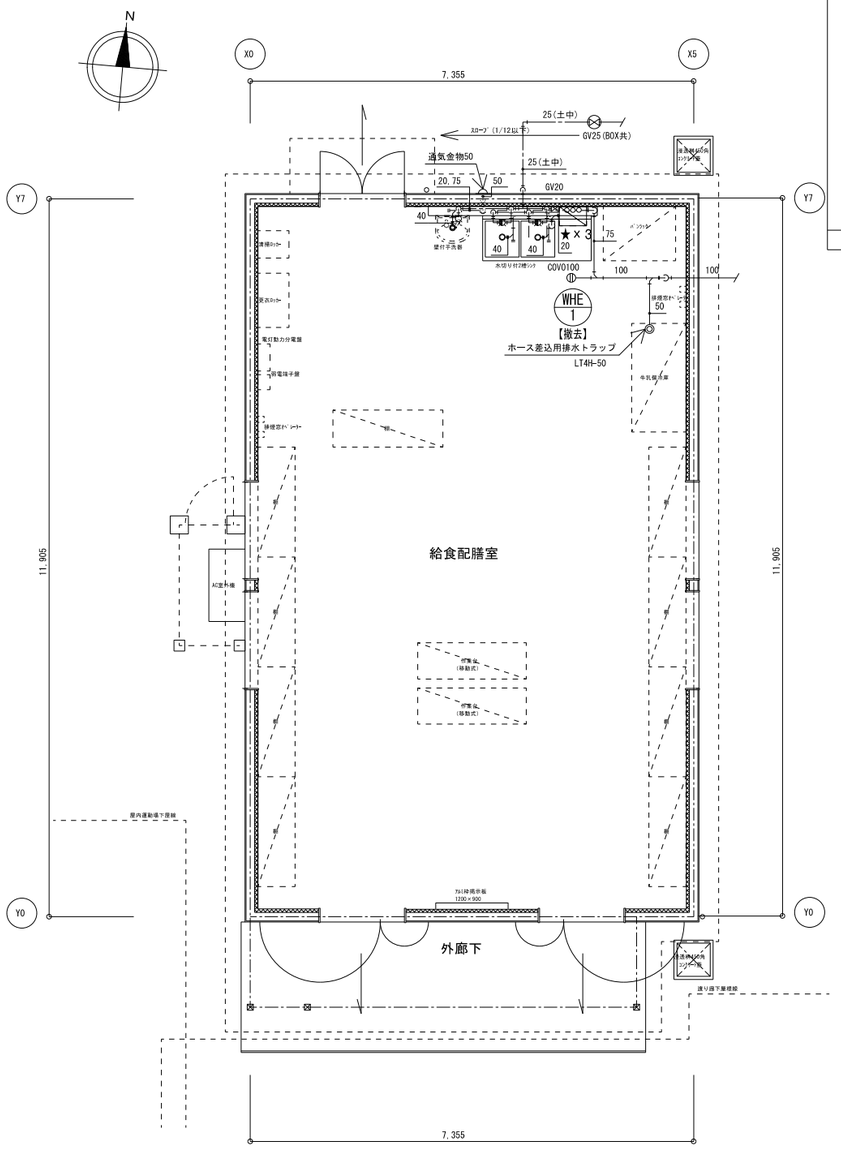

平面詳細図（改修前）S=1/50

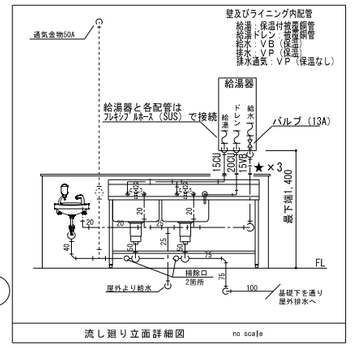

流し廻り立面詳細図　no scale

注記
・――は撤去配管を示す。（工事対象）
・――は既設配管を示す。（工事対象外）
・★は既設配管切断箇所を示す。

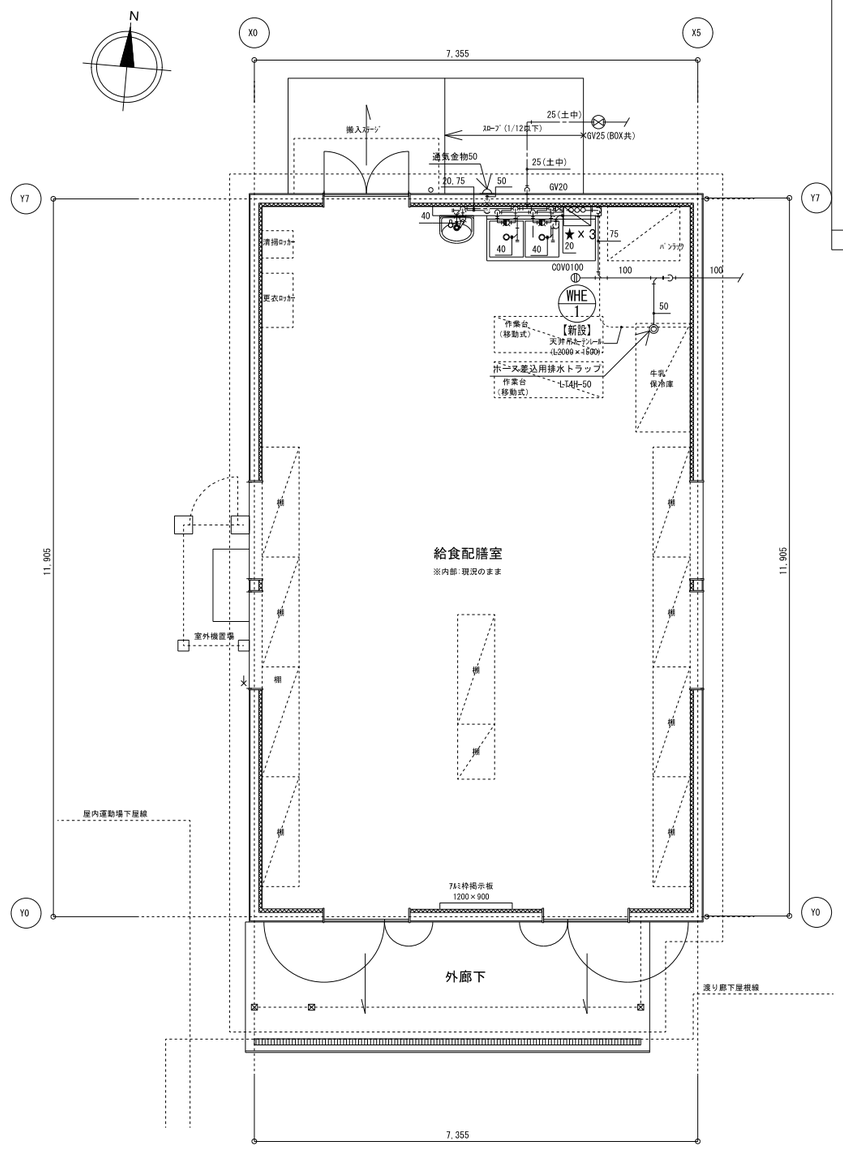

平面詳細図（改修後）S=1/50

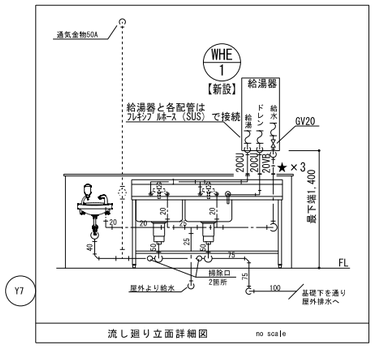

流し廻り立面詳細図　no scale

注記
・――は新設配管を示す。（工事対象）
・――は既設配管を示す。（工事対象外）
・★は既設配管接続箇所を示す。

原図サイズ　A1

DATE	APPROVED	CHECK	DRAW	DESIGN	MARK
	OFFICE	Tel.0427-78-0009			

SATO-SEI ARCHITECT DESIGN OFFICE
株式会社 佐藤清建築設計事務所
一級建築士事務所第2218号　一級建築士 第132680号 佐藤勝治

TITLE
市立大野北中学校給食配膳室整備修繕
給排水衛生設備
給食配膳室 平面詳細図（改修前・改修後）

DRW NO.
MP－ 05

SCALE
1/50 (A1)
1/100 (A3)